

松山大学論集  
第二十七卷第五号抜刷  
平成二十七年十二月発行

廣濱嘉雄の法理学に関する一考察  
——三重構造論とその展開を中心に——(三)

服部 寛

廣瀨嘉雄の法理学に関する一考察

——三重構造論とその展開を中心に——(三)※

服 部 寛

【目次】

はじめに

第一章 廣瀨に関する基本的情報と本稿の考察の視座

第一節 廣瀨のパーソナル・データ

第二節 廣瀨の業績の特色と、廣瀨に関する先行業績

第三節 本稿のアプローチ

第二章 廣瀨の法理学の基礎

第一節 法・法学・法理学について

第二節 法の三重構造論

第三節 その他(以上、二十六卷四号)

第三章 戦時体制下における廣瀨法理学

第一節 教職適格審査(以上、二十六卷五号)

## 第二節 審査に関する問題の整理と検討

## 第三節 三重構造論の展開と、体制の動向との結合

## (1) 総論的事項

(2) 根底にあるもの——国家・国体・法の本質（以上、本号）

(3) 三重構造論における主張の変化

## 第四章 検討と展望

※ 今回の連載分についても、一般的な注記として、第一回連載分の注※が妥当するので、その旨留意されたい。

なお、国外研究のため、前回連載分から約一年の期間が空いてしまった。その間に、本稿に関連する文献に触れ得たほか、前回連載分までのうち不十分な箇所も随所に確認した。今回の連載分では、そうした関連文献やこれまでの連載分での不備な箇所も随所で補うことにしたい。読者のご寛恕を乞う。

## 第三章 戦時体制下における廣濱法理学（続き）

## 第二節 審査に関する問題の整理と検討

本節では、前節において見た、戦後の教職適格審査自体に関して、検討を行う。まず、小論が問い⑦とする《何が（審査において）問題とされたのか》を念頭に、審査において実際に問題とされた廣濱の著作と問題点について、簡単に整理しておく（1）。その上で、問い④すなわち《適格審査で問題とされたことの適否》について見ていくことにしたい（2）。なお、問い④をもう少し広く捉え、審査における議論だけでなく、《審査自体に関する問題》も考察の対象とすることにした。

(1) 問題の整理…以下では、前節で見た史料のうち、第一次的には「東北帝大法文学部の適格審査と判定に

ついで」(以下、「…判定について」、本稿(二)三二八―三二七頁、注137参照)に基づいて、第二次的には、その下敷きになると解され得る、廣濱についての判定書案(本稿(二)三二三―三一九頁、注135参照)を補完的に見て、廣濱の審査で問題とされた諸点(①)と文献(②)を見ていくことにしたい(以下、(イ)などの記号は、断りが無い限り、「…判定について」におけるものである)。

① 審査で問題とされた争点…「…判定について」では、冒頭で、廣濱の四つの著作において「支那事変から今次の戦争に至るまでの政府の大東亜主義的政策の基本的方向に國民意識を結合せしめ、超國家主義的理論に依つて當時の政府の施策に法的解釋を與へ其の合理化を図つた」とされる。続いて、大きく五点に区別して問題が論じられており、そのうち最後の点の(ホ)は、廣濱が、勅令の別表第一の一(「学説を以て今次の戦争に理念的根柢を与える」と六(「極端な國家主義の鼓吹」)に該当する旨を説く總括的内容であつて、實質的に重要なのは、各論的問題点を展開している(イ)〜(ニ)の四点である。これら各論的な四点を、「…判定について」に沿い、順にそれぞれ見ていこう。

第一は、東亜新秩序(の建設と敷衍)、国防國家体制、大東亜共榮圏といった《國家のあり方についての理論的・理念的次元の議論(全体の主張の基礎を成す日本の國家觀と戦争との関連性および国防國家体制や大東亜共榮圏への理論的肩入れ)》と、その反面としての《自由主義の排斥》である(「…判定について」の(イ))。判定書案においては「二、理由」の(2)の箇所(二箇所あるが双方とも)がこの点に関連する。この点で問題とされた著作は、『御民吾と日本の傳統』と『國民徵用の法理』と『現代法理學の基本問題』である。

第二は、『法治主義の否定、議會の本来の機能の極度の圧縮、それに到達する翼賛議會政治体制の思想的な支持賛同、といった政治的基盤の樹立の寄与』である(「…判定について」の(ロ))。判定書案では「二、理由」の(3)の箇所がこれに相当し、「現代法理學の基本問題」と『御民吾と日本の傳統』の二つの文献がこの点に関

連づけられている。政治的基盤に関する次元に関するものと言える。

第三は、『国際法の次元に関するもの』であり、大東亜法の構想、指導理念としての八紘一宇、準外地論（これについては後述する）による占領地の領土視への合法的根拠の付与、大亜細亜主義の法的構成への寄与が指摘されている（「…判定について」(4)）。判定書案では「二、理由」の(4)の箇所が関連し、「現代法理學の基本問題」と「日本法について」の二つが挙げられている。

第四は、「…判定について」の(2)で論じられている、『祭政一致の伝統による信教の自由の制約および神道思想に関連する所論』である。判定書案の「二、理由」(5)で論じられているところがこれに関連し、引かれている文献は『御民吾と日本の傳統』である。

まとめとして、(ホ)で、廣濱の見解の背景にある愛国的心情に言及しつつも、客観的論述の範囲を超えていること、そして『極端な国家主義の鼓吹』+『学説を以て今時の戦争に理念的根拠を与えたこと』が認定される。

さて、この各論的な四点のいずれにおいても、確かに、国家と統治のあり方、また廣濱が否定した自由主義や法治主義という点をも併せ見るに、今日の法哲学的観点から見ても、とりわけ狭義の法哲学において扱われ（得）る諸問題であると言える。その意味において、確かに、廣濱の「法哲学」が審査の俎上に載せられている、と言うこともできないはない。しかし、以下でも述べる、審査当時の時間面・審査に関する諸制度面での制約および限界を考慮に入れる必要があるが、各点の指摘は、（今日の意味でも、また廣濱自身の意味でも）法理論的に見ると、戦時期の思想を色濃く映している表層的な点を突くに止まっており、より（法）理論的に深い問題である『廣濱の法理学の（具体的に）どの点の問題なのか』という点について検討が行われていると言いはし難い。例えば、本稿にとってより重要であり、廣濱の法理学の肝心の点である三重構造論、ひいてはそれを考察の中心に据える全体法学のどの点の問題であった（ではなかった、とする）のかという、いわば法理

論の核心に迫る探究が、この審査において行われたと判断することはできないのである。この点に関する私自身の分析は次の節で行うが、廣濱の三重構造論のみならず、あるいは「イデオロギー」や基本となる思想の次元についても、とりわけ廣濱の「国体」論への論究を見落とすことはできない。

② 審査で具体的に問題とされた廣濱の著作の概要……ここでは、審査において問題とされた、四つの著作についても、次節で検討する、戦時展開期における廣濱の法理学の根幹に関わる問題との関連も意識しながら、それらの大要を簡単に見ておくことにしたい。なお、以下の各段落での丸括弧内の数字（…頁）は、該当する著作のページ番号である。

『御民吾と日本の傳統』（注19参照）は、廣濱が昭和一三年から一七年まで行った（ラジオ）放送を中心に、関連する論稿を合せて公刊されたものである（同書はしがき一頁参照）。序と跋に挟まれた起承転結の四章から成る同書の内容を概観すると…前半部分（序く起）では、天皇制を中心とした日本の成り立ちといわば思想的基礎について、国体概念を中心しながら説き、当時の人々が如何に生きるべきかについての心の持ちよう、そして当時の大政翼賛・昭和維新が何であるかについて説示される。中盤（承・転）では、日本の伝統として、家族制度と神社制度について、さらには郷土愛について、教育との関連をまじえつつ説かれる。終盤（結・跋）では、政治や統治のあり方、ひいては法治主義など、今日で言えば統治機構に分類される話が展開され、最後に大東亜戦争に面した当時の時局についての廣濱の考えが、その歴史観とともに述べられている。同書は、審査においても早い時期から問題視されており（本稿（二）三二六頁参照）、判定書案における上記の主要の四つの争点のうち三つの争点に関わっていることから窺い知ることができるように、廣濱の戦時期における基本的な思想を見る上で最も重要な著作の一つであると言える。尤も、同書は、法理学というよりは、廣濱の仕事のもう一つの主領域である教育（学）の色彩が強いが、私見では、同書で展開されている廣濱のい

わば国家論・国家観、さらには世界観、とりわけ（当時の）日本についての廣濱の考えという（広い意味での法）哲学的観点からも、同書で重要な主張が展開されているという点で、外すことができない著作でもある。とりわけ、本稿の以下の検討で鍵となる、廣濱の「国体論」を見ていくにあたり、そのポイントを押さえる上で本書は非常に重要であり、さらに、上述の「判定書案」で指摘された各箇所だけにとどまらない点に目を向けることになる（次節）。

なお、審査で取り上げられた四つの文献の公表の年は一九四三年と一九四四年に固まっているが、この『御民吾と日本の傳統』については、それ以前に別で公表した論文ないし講演が収めており或いはそれらを基礎としている<sup>(18)</sup>、ということに注意が必要である。審査の諸争点の根底を探っていく場合には、「一九四三年・四四年」という年にとらわれないようにする必要があるので付言しておく。

「現代法理學の基本問題」（注18参照）は、本稿が対象とする廣濱の法理學についての総論的文献の一つであり、戦時展開期における廣濱法理學の中核的な位置にある。同論文は、「はしがき」で標題の《法理學》と《現代》の意味を説いた後に、「第一部 現代法理學の歸趨」では法の三重構造（論）と法學の展開（純理法學）自然法學（全体法學）が扱われる（なお、本稿の第二章を参照）。後半の「第二部 法哲學の現代的課題」では、人間・国家・政治・実定法について節で扱われている。次節で検討する、戦時展開期における三重構造論の体制の動向との結合については、この文献が最重要文献となる。

「日本法について」（注18参照）は、判定書案では、準外地の理論に関するものとして引き合いに出されている。同論文の内容は、その名の通り、「日本法」とは何かについて、一方で、日本において行われる法という視角から領土（主権）の内実を扱い（二一六頁）、他方で、外国に在留する日本人を拘束しうる法という視角から対人主権という点について、皇族と臣民とに区別して論じている（六一―一二頁）。準外地の理論は前者に

関するものであり、内地（一道・三府・四十三縣）／外地（朝鮮・台湾・樺太・関東州・南洋群島）の区別に加えて、廣濱は準外地について議論を展開している（五―六頁）。準外地とは、外地に準ずるものであり、大東亜戦争による占領地であるとされる。具体的には、判定書案にもあったように、香港・昭南島「シンガポール」・マレー・舊蘭印・ビルマ・フィリピンがこれに該当する。<sup>(14)</sup> これら準外地について、廣濱は、大東亜戦争が新しい形態の戦争であることから、在来の国際法や法理を適用せず、単に軍事占領である意味を超えて、既に日本の領土たる性質を有するもの、としているのである。ただ、審査では論及されていないが、同論文では、日本人を日本法が拘束することにつき、三重構造論を絡めた説明をしているほか（六頁）、《日本法の性質》——この性質を《本質》と言い換えてもよいと思われる——につき、「天皇のみことのり」としての性質を説いている（二二―一六頁）。とりわけ後者は、廣濱の（戦時展開期の）法理学を見ていく上で落とすことができない重要なポイントである、と私見は解している。この点についても次節で論じることにはしたい。

「國民徴用の法理」（注18参照）は、審査の争点の一点目に関するものとして挙げられているが、判定書案の中でも、廣濱の国家観に関する件で簡単に挙げられているだけである。<sup>(15)</sup> この論文は、もとは、國民徴用令の改正に際して、行為規範の重要性の増大という視角から、徴用について、その歴史的展開と当時の法制度を説きしつ、その意義を論じたものであり、「國民徴用の法理を法の三重構造観の上から眺めて、その眞義を闡明すると共に、些か日本法の眞実に觸れて見たい」ということが、同論文の目的とされている。<sup>(16)</sup> 三重構造論との関連（とりわけ行為規範）については次節で述べる。

この四つの文献は、総じて、それぞれにおいて、三重構造論をはじめとした廣濱の法理学の基礎にとつて重要な記述が見られるものの、審査においては、その点に立ち入られていない。「…判定について」では各文献のどの部分がどの問題に抵触するのか明らかとされず、「判定書案」を見てようやくその箇所が明らかとなる



が、問題とされる各争点に関する限りで言及されるに止まっている。

ともあれ、以上が、問い⑦すなわち《何が（教職適格審査において）問題とされたのか》についての整理である。これを元に、項を変えて、次の問い①および審査自体の問題に進むことにしたい。

(2) **適格審査（自体）についての（予備的）考察**…もちろん、前項において示された、審査それ自体で問われた事項をめぐる問い⑦に関する諸事項が《データとして有する価値》自体を否定するつもりはない。しかし、そこから、問い①即ち《審査における議論自体の適切性如何》および《適格審査自体の適否》へと進んで行くとなると、多くのことを考えさせられてしまう。後述するように、審査については、当時の時間・資源・環境の限定性という事情はあれども、問われるべき多くの事項があつたにも拘わらず、その点にまで踏み込まれていない、という評価を下さざるを得ないのである。とはいえ、《あるべき審査制度とは何であつたのか》という理想的審査制度像を説くとなると、戦時期の法哲学それ自体に直接関連する問い④をも射程に入れなければならず——何となればそれこそが審査で問われるべきであるから——、そうした然るべき審査制度を提示することは、筆者の手に余る。また、既に前節の冒頭で断っておいたように（本稿（二）三二九頁）、他大学や他の教育機関、さらには中央教職員適格審査委員会などにおける審査の対比や諸手続の実際などを含めた、教職適格審査制度の総体的研究に突き当たることとなり、考察も大規模になってしまう。<sup>(18)</sup> こうした総体的考察は、本稿が断念するところであり、この(2)の見出しに「予備的」とあるのは、こうした現時点での考察範囲の限定性を意味している。本稿で行うことができるのは、東北帝国大学法文学部における教職適格審査、なかでも廣濱の判定に集中して、見方を変えて言えば、一つのケーススタディとしての廣濱の事例を扱い、今後のさらなる研究のための資料を供するに止まる。このアプローチから、廣濱および東北帝国大学法文学部の教職適格審査委員会の手続において具体的に扱われた諸事項に目を向け、いわば帰納的な形で論点を抽出する、と

いうことが、本稿が行う作業である。このような検討のあり方から、本研究以降の教職適格審査に関する諸研究のいわば叩き台を提出することも、狙いとしたい。

その上で、本稿の本来的な考察の対象である、東北帝国大学法文学部における教員適格審査に限定すると、《審査が適当であったか》という問いに対して、結論的には、消極的に答えざるを得ない。以下、この点について、審査自体の適否に関する問い①に即して見ていくことにするが、この問い①について、関心の相違および問われるべき次元の相違という観点から、さらに次のように区別し整理していくことが有益であろう。まず、《審査制度の事実に関する問題(性)》と、《廣濱に関する( )理論的次元での扱い・踏み込みの問題(不十分性)》との区別であり、前者を①-1と、後者を①-2と便宜上区別する。前者においては教職適格審査制度(の総体)自体の問題性に焦点が当てられるのに対して、後者ではむしろ本稿の直接の対象である、廣濱の理論をどう見るかという点に極力集中していく。

また、同委員会において、被審査者について更なる(実質的)調査を要するか否かのふり分けが行われる後に、かかる調査に際しての注意点として設けられたとされる「一〇点の項目(本稿(二)三二七頁、以下「一〇項目」とする)」は、ここでの検討の手掛かりを提供するものであると言えよう。以下の考察では、この「一〇項目」についても適宜言及することにした。

① **審査制度の事実に関する問題(問い①-1)** …では、問いの①-1のほうから見ていくことにしたい。上述のとおり、ここでの考察は、ケーススタディとしての廣濱から見えてくるものを提示するに止まるが、廣濱の事例から、そして史料として貴重かつ稀少な『石崎政一郎文書Ⅱ』から明るみとなった、等閑視できないところの《審査制度自体およびその実態の問題》、および《限界》を、帰納的に摘出することは可能である。以下に論じるところは、気がついた点を列挙するに止まるものではあるが、適格審査制度自体に関する今後の議

論の叩き台ないし争点として、記しておくことにしたい。

ところで、審査制度自体（の事実・実態）に関する点の①ー①に関して、色々な争点が考えられ得る。それらはさらに、《審査制度や手続自体に関するもの（a）、裏を返せば、審査対象となる文献以外の部分》と、《審査において問われる被審査者の学術的業績、それ自体およびその（形式的な点に止まり、内容に踏み込むま）には至らない）扱い・処理に関するもの（b）》とに整理することができるだろう。

① a 審査制度自体や手続などに関する点…審査の手続それ自体の形式的な点について、以下、気付いた点を指摘していくことにしたい。

① a 総論的事項…おそらく最初に言及しておくべきことは、《当時のとりわけ環境面での事情・制約》であろう。戦後の焼け野原の中では、文献はおろか建物も焼失したであろうし、人的資源、通信や交通などもかなり限られていたであろう。疲弊しきった中で行われた審査の進捗が、GHQや中央適格審査委員会からの影響（圧力）に左右され、加えて限られた時間の中で審査の結果を出さなければならないという圧力もあったであろうか、（審査全体の）方向が変わっていったという事情は、以下で後述する諸点とも関連するが、当時の時代的制約性として考慮すべきところではある。歴史において先にも後にも例を見ないと言つてよい審査の実施を強いられ、同僚を自らの手で捌かざるを得ないとなると、審査者と被審査者の間だけでなく、関係者全体の公私の関係や思いなどの人的なファクターも、いかに「公正に」審査が行われるということが目指されたとしても、少なくとも背景として働いたことも、否定することは難しいように思われる。このような、時間・環境・人的ファクターが審査制度に与えた影響およびそれらの程度如何を総合的に突き止めるという作業は、言うまでも無く困難極まりない仕事であつて、本稿はこの作業に取り組むことはできない。とはいえ、審査制度を総体的に見ると、あるべきであつた理想的なあり方——といつても上述の通りこれを語るとキリがないのかもしれない

いが——からは外れるところの（あるいは外れざるを得ない）、問題的であつたと思われる点を、指摘せざるを得ない。

まず、こうした審査手続は、通例（一般的には）、《まず、前もって何らかの問題となる条項についての明確な基準が先に定められており、そしてそれに照らし合わせて、適格か不適格かを判断する》というプロセスをたどるものと思われる。ところが、この教職適格審査では、《各被審査者のどの点がどの条項に該当するか否か》がイシューとして先に据えられて、そこからその当否が議論される、という順で議論が行われたとは言い難い。むしろ、言ってみれば手探りのであつた。後述する《極端な国家主義》や《鼓吹》といった、大前提における重要な概念が曖昧であつたということも、大きな事情ではある。

廣濱の事例にそくして言えば、<sup>(18)</sup>更に実質的に審査すべき必要があるとされ——これは、調査表の「形式的な審理による被審査者の三分類（本稿（二）三二八頁）のうち、「c. 調査票の記載の事項に関して更に実質的調査を必要とする者」とカテゴリー化されたものと見てよいだろう——、その後、内閣から『御民吾と日本の傳統』（注19参照）につき審査要求があつて、これにつき問題がないような方向に進んでいたところ、マ司、司令部からの要請を（記録上は）境目とするように、その著作の内容が《普通の愛国心の発露の程度にあるか否か》が議論され、<sup>(19)</sup>弁護が困難であるという空気になり、その段階で（ようやく）、《不適格とすればどの条項に該当するか》、そして《極端な国家主義》や《鼓吹》の解釈につき議論があり、処遇をめぐるやりとりがありながらも、不適格の方向が見えていくと、さらなる文献を追加して論点を挙げ出していき、そこに至つて、該当する条項を導き出す、というものであつた。二つ前の段落で挙げた当時の環境面の諸事情や諸制約を念頭に置くとしても、問題がないという当初の方向をも覆すかのように、中途での外部からのファクターにより大きく影響され、それを受けて何らかの実質的な問題点が先取りされ、その後、それに沿った形で形式的な点を

後付けする、という、このような《転倒的なあり方》に対しては、本段落の冒頭で述べた、「一般的」である審査のあり方に照らして見ると、首を傾げざるを得ない（この点は次の(β)でも再度触れる）。

他方で、「被審査者にも弁護の自由を認める」という審査委員会の指針（「一〇項目」の項目一）から、廣濱に対しても弁明の機会が実際に与えられており（記録の九月二十五日、尤も廣濱はこれを利用しなかった<sup>(15)</sup>）さらには再審査の請求などにおいては、山本が司法審査制を引いているような<sup>(16)</sup>、制度面での配慮を確認することもできる。だが、急に「仮判定」なる手続が導入され、その実施の在り方も各審査の具体的経過により異なっており、不安定な形で進められていたことも否めない。無論、これらは、東北帝国大学法文学部の教職適格審査委員会だけが直面した、またその純内在的問題であった、というよりはむしろ、GHQや文部省や中央適格審査委員会のほうでの動向やこれら相互のやりとりを含めた、審査制度総体のマクロ的分析を通じて、明らかにされる必要がある。

また、一連の手続において重要な役割を担い、そしてこの審査委員会の貴重な資料と記録を残した、石崎自身の行動についても、自身も認めているように、問題のあるものであった。即ち、仮判定に際して、廣濱（と斎藤と奥津）に関して独断でメモを作成・提出したこと（参照、本稿（二）三三五頁）は、石崎自身も認めているように、越権的行為であった。中央適格審査委員室への不適格の内定の報告如何を含め、その行動を、当時の事情から突き放して見た場合には、確かに首をかしげざるを得ないところではある。ただ、いきなり審査をしると言われ文字通り未体験の状況に面したこと、学部内外の人的交流、また大学vs.省庁、さらにはGHQの関与といった複雑に絡み合う諸関係の中で、各人がもがきにもがいて苦心していることが、石崎を例に、少なくとも読み取れる。石崎が東京と仙台とを頻繁に往復し、相互の調整に骨折りし、その石崎の苦勞は察するに余りあるところでもあり、正直、どう評価すべきなのか、言葉に窮するところでもある。制度の中心人物と

して尽力した石崎の行動——そしてその詳細を石崎自身が史料として遺してくれているということは、当該制度の実態を把握する上でも、石崎自身が自らの行態を誠実に示しているという意味でも、敬意を表すべきであろう——は跡付け可能であるが、審査に携わった各人についても、程度差はあれど、その具体的な行動について、石崎に類似した問題があることも推測されうる。

(β) 政治的性格について…<sup>(15)</sup> 続いて、教職適格審査に総論的に関わる点として、その政治的性格について、思いつくところを述べることにしたい。<sup>(15)</sup> 教職適格審査（自体）がGHQの民主化の政策に位置づけられてその下で進められていったわけだが、審査者・被審査者とも自らの実存がかかり、他方で制度的・手続的に不明確な部分が多くなると、諸々の局面で「政治的」な判断や権力的なモーメントが幅を利かせるようになることも否めない——なお、ドイツにおいてこの教職適格審査に相当する「非ナチ化（Entnazifizierung）」も、しばしば「政治的追放（politische Säuberung）」と呼ばれている。<sup>(16)</sup>

事実、この点は、本稿の関連史料からも、複数の箇所に確認できる。例えば、石崎は、この点で自らの考えを次のように記している。「適格審査の問題は、中々形式一点張りでは行かない。このことは適格審査室でもよく諒解してゐる。それに問題が公職追放とも関聯してくるので内閣の審査会に対する方策もあり、又、日本の教育管理の関係からマ司令部がたへず干与してくるから、そしてこれ等の関係は多分に政策的な色合いが強いから、問題を解決する上に於て学部委員会がたへず審査室と連絡し、情報の交換・意見の交換等を行うことが必要であり、また打ちつけて話し合ひができるやうにしておく方がよいやうに、今日までの経験上感ぜられた」<sup>(17)</sup>。廣濱の審査の中でも、適格か不適格かの議論に際して、「適格となれば弁護すべく」、「不適格となれば不適格になりさうだとして本人及び本省と政治的交渉を行ふべく」とされており、審査自体において政治的なやりとりが既に織り込まれていることも注目に値する。<sup>(18)</sup>

また、審査の過程で「政治的」なファクターが働いたと思われるのは、先に(α)でも述べたが、《廣濱の見方ないし見通しが、奇妙なことに、一九四六年九月冒頭における、聯合國最高司令官から至急厳正な適格審査をする旨の連絡の前後で変わっている》という経緯である。即ち、それ以前の八月の中間報告の段階では、『御民吾と日本の傳統』は、少なくとも不適格に大きく向かわせるほどの評価をされていたわけではなかった。<sup>(15)</sup>これが、上記の聯合國最高司令官からの通知——これを圧力と言ひ換えても差し支えないであろう——以降、擁護的というよりはむしろ、不適格の方向で話を進めて行くような論調に変わっていくように見えるのである。

さらに石崎は、一九四六年十月に東京に向いた件について報告において、審査総数に比して不適格者が余りに少数であることに聯合國司令部がいささか不満であること、また不適格者のパーセンテージについても、審査総数のうち数(？)本文では不鮮明)パーセントを不適格者とするという準則はないと司令部では言明しているが、実際はやはり現在人員の数パーセントかは不適格者とするという政治的措置が行われるものと一応解する必要がある、としている。<sup>(16)</sup>

要するに、審査の当事者である石崎自身が記すように、また一般的にも考えられるように、この教職適格審査につき、制度全体としても、また東北帝国大学法文学部内でさえも、政治的要素が存在することは、否定できないところである。

しかし、では肝心の「政治的」ということの意味内実は何か？ 一例として、『何らかのルールに従って行われてはおらず、理論的に説明不可能な、一種の非合理的な権力関係に基づく事象』と定式化することができるかもしれないが、それで教職適格審査をすべて説明し尽くせるのだろうか？ 私には疑問に思われるのである。少なくとも、この段階において我々が確認すべきことは、「政治性」についても複数の次元があり、例えば、廣濱および東北帝国大学法文学部の教職適格審査の事例では、同審査委員会内および個々の当事者レベル(石

崎など)、GHQ側からの圧力という大きな次元、ひいてはそもそも教職適格審査制度(の設置の目的)自体、といった具合に多層的である、ということである。

この「政治性」の問題を関連させつつ、教職適格審査および戦時期の法哲学の問題に関する私の観点を改めて整理すると、次のようになる——理論的な次元において日本の戦時期の法理学において見られる特質(ないし問題性)を浮き彫りにすることを試みながら、しかし事実レベルでそれら理論的な諸(問題)点がどう理解されたか或いはされなかったのかということ、教職適格審査の内実(問い⑦)およびそのあり方の検証(問い⑧)を通じて明らかにし、そこで問われなかったことは何か、なぜ問われなかったのかという問いに迫ることによって、ようやく、我々が本来目指すべきところの問い⑨すなわち戦時期の法哲学の問題につき、その輪郭から描いていくことが可能となる——このように思案する。

とはいえ、この、教職適格審査制度(自体の設置・導入)の「政治性」の問題は、つまるところ、問い⑨自体についても根本的な問いを叩きつけることになり得る。即ち(或いは極論すれば)、《戦時期の法哲学の問題は本当に問題であったのか、実は問題ではないのか》、という問いである。しかし、卑見は、上述したような多層にわたる「政治性」の丁寧な分析により、制度の政治的側面はもとより、政治的でない側面をも浮き彫りにできるのではないかと、解している。この点は、次章において再度述べることにしたい。

(v) 調査の範囲および (不) 徹底性について：制度および手続の形式的側面として、実施された調査の徹底の度合いについても指摘しておく必要がある。「一〇項目」の二点目に「調査表に記載もれの事項に付ても能ふ限り探求に努める」とあるが、次 (b) で述べる文献をはじめとした業績(調査表の「著述及論述」)の点で不十分さを指摘せざるを得ない。もとより、(a) で述べた、当時の環境・状況の制約ないし限定性に関わるが、限られた時間の中で、しかも多数の被審査者につき同時並行して、資源も限られている中で完全な調査を



期待すること自体に無理があると言われればそれまでだが、不適格とされた廣濱はさておき、適格とされた面々において、この点でどこまで徹底した調査をすべきであったかについては、今後の研究が俟たれるところである。<sup>(四)</sup>

学内外の役職とその言動に関する審理はどうか？この点も、どうも、必ずしも十分であったとは言えない。学内の役職については、「一〇項目」の三つ目に「学内の要職を占めた事のある被審査者に付てはその間に於ける言動に特に注意する必要がある」とされてはいる。しかし、廣濱の審査においてこの点に関する史料は、廣濱が大政翼賛会との関係につき問題とされているところで、廣濱が当時学生課長であった関連（宮城県支部参与として名簿に載っていた件）が述べられているくらいであり、肝心の、廣濱が終戦前に法文学部長であったという点についての記述は、「…判定について」と判定書案にしか見当たらない（尤も、実際の会議においては何らかの形でこの点について議論が行われた可能性を完全に排除するものではないけれども）。学外について見ると、上記の大政翼賛会のほか、<sup>(四)</sup> 共同省令の別表第二の五に記載されていた日本法理研究会についてはかなり慎重に問われているが、戦時期の学問の統制・動員にとって重要な役割を担った日本諸学振興委員会については、どうも審査（少なくとも東北帝国大学法文学部内）において問題とされていないようである（同会については後述する）。

⑥ 審査の対象となる文献の形式的な検討の側面…では、審査の実質的側面に関連してくるところの、文献ないし業績について、それらの内容に踏み込むに至る前の、各被審査者の著述の収集などの形式的点について、ここで検討することにした。

審理に関する不十分さとして最も明白なのは、(v)でも述べたように、《審査の組上に載せられた文献の数の少なさ》である。廣濱が戦前・戦時期、もっと言えば終戦前に記した文献の数は、法学・教育（学）関連を併

せると、注16～19に掲げたように、かなりの数に上る。このうち、調査表の「ホ 著述及調査」の欄においては、「昭和六年一月二日以後」の全部又は一部の著述・公開演説を記すことになっている。しかし、廣濱の審査において問題となったのは、一九四三年頃のものを中心とした、わずか四つの文献のみである（尤も、判定に表れていないが審査において検討されたものとして、『教育法理学』・『公民科の本義』も挙げる事ができる。注125と130参照）。確かに、先に述べたように（α参照）、空襲の後の焼け野原となった仙台において多くの書籍・文献や書類が消失したということ、さらには時間的制約と人員の不足という事情から、文献の網羅的収集と問題点の分析・集約に限界があったということも、容易に想像しうることもある。これらの当時の実際の審査制度をとりまく状況の環境・時間・人員等々における制約性という事情は、いわば当時の《限界》という形で、確かに審査の充実性を判断する上で斟酌すべき事柄ではある。しかし、それでも、廣濱について挙げられた文献は、例えば同様に不適格と判定された奥津については、著作・論文を含めて八つの文献が挙げられていることに比べると、<sup>(163)</sup> 数的には半分である。この審査される業績の数（の少なさ）については、詰めるべき点はまだ残されているが、さしあたりの結論として次のことを言うことが可能である。即ち、「…判定について」で「著述言動等について慎重且つ周到な精査を行ひ、之に對し公正嚴格な判断を下した」とあることにつき、少なくとも前者については、これを首肯することは難しい。

この点に関連して引き合いに出しておくべき事柄として、廣濱が再審査を請求するに際して、「適格と不適格とは質差であるが、歸するところは不適格性の量差の極限の問題に外なら<sup>(164)</sup>」ないと述べていることである。この《質の問題なのか、量の問題なのか》という点は、とても難しい問題を提起している。《質》については、次の①②に関わるところであり、項を改めて論じることにするが、いわばそのブリッジの部分として、この問いを一瞥しておくことにしたい。

まず、『量』について見ると…一口に『量』といっても、今し方不十分であると判断した《審査の対象となる著述・文献の数（つまり廣濱においては四つであった）》を意味するのか、『各著述の発行部数などの形で表れる発信力の次元における量』なのか、という違いも考えられる。前者については、先に述べたとおり、当時の時代的制約ないし限界を考慮したとしても、廣濱の審査に際してはあまりにも少ない。後者は、「二〇項目」の八点目に、「宣伝とか鼓吹とかいわれる為には著述に付てはその発行部数を考慮の中に入れてなければならぬ」とあるように、「鼓吹」というキーワードにとって重要な意味を有している。廣濱に際して審査の早い段階から指摘されていた著作は、『御民吾と日本の傳統』であった。この発行部数は、五、〇〇〇部であり、これを多いと見るか少ないと見るかについては、現段階で速断しかねるところである。他の文献のうち、審査で取り上げられた「現代法理學の基本問題」（を収めた『國家科學大系』）も五、〇〇〇部と、部数では同じである。ただ、推測の域を出ないが、『御民吾と日本の傳統』については、廣濱のラジオ放送を基としていたということも、審査側からしてみても「伝播」の考慮要素として何らかの段階で観念されていた可能性も否定できない。<sup>(16)</sup>

だが、例えば、発行部数は少ないながらも学界や社会に大きなインパクトを与えた理論の場合はどうか（尤も、そうしたものの具体的な実例を簡単に挙げることはここで出来ないが）。さらには、この点は、発信と受信の「量」の問題で決することができるのか、それとも「質」の問題で問われるのか？ 一口に「量」と言っても、それをどう決めるかは、難しい問題であるように思われる。もっと言えば、「鼓吹」という（基本的には）「量」の問題につき、その程度の大小が、「極端な国家主義」の《極端さ》にも波及しうる可能性も、全く否定できないというわけではない。

この《質か量か》をめぐる線引きの問題の難しさは、肝心の判定においても確認し得る。「…判定について」の(ホ)の部分（本稿（二）三一七頁）で、廣濱が「その著述を通じて戦時中に政府の施策を支持し之を懇切に鮮

明し、ひろく説示するに熱意を示したことは、一面から見れば愛國的真情に由来したところであり、そこに諒とすべきもの多々存するが、その説くところが程度を超へ客観的論述の範囲を逸脱し」として、そこから《極端な国家主義の鼓吹》と《学説による今次の戦争の理念的根柢の付与》を導き出している。この点は、その下敷きとなっているであろうところの判定書案においてもほぼ同様の表現を確認できる（本稿（二）三一九頁）。

即ち、廣濱の著述に現われたところは、「戦時中における政府の施策を支持し、これに懇切なる説明を施して廣く説示感化することに熱意を表はしたものであり、愛国的感情に一貫されてゐることは諒とすべきものがあるけれども、その説くところが程度を超え、批判を忘れた點のあるのは否定しえないところであつて」として、そこから同様の結論（記述の順に違いはあるが）を導き出している。尤も、細かいが、判定書案と「…判定について」とでは表現が微妙に異なっており、判定書案において《批判を忘れた點》<sup>(66)</sup>となっているところが「…判定について」では《客観的論述の範囲（の逸脱）》という表現になっている点に注意が必要である。前者を基とすると、批判の有無——その批判の対象は何かという問題もあるが——という（比較的明瞭な）一線があるのに対して、後者の《客観的論述》という表現では、何がそれに属するのか、何を以てそれを越えることになるのかについての基準が曖昧であることも否定できない。これら表現の（微妙な、しかし重要な）相違はあれ、いずれにせよ、「程度を超え「へ」」という表現が共通しているように、質というよりも量を重視する思考を、審査側においても確認できる。ただし、ここでの《量》は、先に見た《鼓吹》に直結し得る発行部数という《著述がその受け手に与えたであろう客観的な影響》というよりもむしろ、《廣濱の著述における、政府の施策の支持の熱量》という、廣濱を主体とした量の問題となつてるように読める。前者の発行部数は数字という点でかなり明白に量化し得るのに対して、後者の廣濱の体制への関与の程度には、明瞭な基準を欠き、むしろ《質》の問題にかなり近づくようにさえ見える。いわんや、被審査者の主張の強弱が問題となつていると

すると、この疑問は一層当てはまるのではないか。《質か量か》をめぐる廣濱の問いがけは、戦時下に学部長の任にあつた身として、同僚の状況を熟知しているその体験から出たものであるうし、そう考えると、その発言の重みは一層増すばかりである。

審査の形式という点にいったん引き戻して、私見を交えながら小括をしておくこと…《質か量か》という問題について、どちらの点でも不明確さが残る。廣濱の表現を意識すると、適格か不適格かについての《質》的な差異を決定づける明確な基準が審査には見出し難く、どちらかと言えば《量》を志向するものであつた、あるいはそうならざるを得なかつたのかもしれない。ただ、その《量》も、具体的に「何の」量なのか、実はハッキリしない。おそらくは二義的であり、審査の早い段階では、(主体である廣濱自身ではなく、廣濱の著作の読者などの受け手への)宣伝や鼓吹の影響の程度としての「量」——その点で大きな影響を持ったであろう『御民吾と日本の傳統』——が念頭に置かれていたところ、何らかの契機においてか——その一つとして考えられるのは、一九四六年九月冒頭の、聯合國最高司令官からの連絡であろう——、廣濱(という被審査者の主体)の体制への関与度合についての「量」にいわばシフトしていったかのように見える。

より重要なこととして、廣濱における問題点として指摘されているところは、廣濱の法理学特有の点——つまり三重構造論——にまで至っているものではなく、勅令二百六十三号およびそれを受けた共同省令において問題視されている概念に注目して、前節の終わりのほうで引いた廣濱の言葉を借りれば「理由のあげ方が餘りにケチ臭い」形で、問題とされている箇所をいわば表層的にピックアップしただけに止まっている、という印象をぬぐい去ることはできない<sup>(17)</sup>。そのような判定の《浅さ》をどう理解するかもまた難問ではあるが、《法理論的な深淵にまで至らずとも、いわば表層的なそうした点のみを突くことで足りる》という認識なのか、あるいは、《何らかの意図により、三重構造論それ自体にまで立ち入ることを回避した》ということも考えられる。

この点はむしろ《質》に関するところであるから、項を変えて見ていくことにしたい。

なお、こうした量・質を巡る問題は、例えば、東北帝国大学法文学部の他の教員との比較も有意義な検討となるであろう。他方、斎藤秀夫のケースからは、純学問的か否かということが一つの指標となっていたことも窺い知ることができる（注118参照）。

② 審査における理論的検討の（不）十分性 ①-2…①-2に目を移そう。今し方見たところにも関わらず、適格と不適格との《質》的な線引きはどのようにして行われたのだろうか？ 客観的論述の枠内ならば適格ではあるが、それを（質か量かで）越えるという判定は何を以て行われたのであろうか？ この問題は、審査の具体的・実質的な点に踏み込むだけでなく、《廣濱の法理学》のどの点が戦時期の法理学として具体的にどう問題なのかという、日本の戦時期の法理学に関する問い⑨へと連なっていく重要な点である。

この点を考える手掛かりとして、再度、廣濱の「…判定について」で問題とされた点（不）および判定書案の対応箇所（本稿（二）三一九頁）に目をやると、さしあたり二点に注目することができる。第一は、「単に日本のこと」・「単なる国家主義」かそれとも「極端な国家主義」かであり、第二は、「単なる解説」か「理念的基礎（根拠）」を与えたのか」という点である。いずれの概念も不明確である。<sup>(118)</sup>

一点目の「単に日本のこと」・「単なる国家主義」は、「一〇項目」の四番目に関するものであり、これだけでは不適格の規準に触れるものではないとされる。これに対して、不適格を表す概念は、「極端な国家主義（の鼓吹）」となる。廣濱の審査ではこの点が問題となった。委員会の記録によると、九月二十五日に、極端な国家主義や鼓吹を如何に解釈すべきかについての質疑応答があった、とされる。そして、判定においては、上述したように、「極端な国家主義を鼓吹した者」とされ、結果としてこの点が肯定されるに至ったのであった。では、「単なる」国家主義と「極端な」国家主義との境目はどこにあるのか？ 国家主義の内実は如

何？さらには、「単なる」国家主義でもよいとされることについてはどう考えられるか？…等々の疑問が矢継ぎ早に沸く。さらには、「…判定について」の冒頭において、廣濱の理論を「超国家主義的理論」としている点についても、この点に関わるであろう。ここまでくると、廣濱の法理学の内実にも関わってくるころである。

この点に関連する可能性があるのは、廣濱の審議において問題とされた『愛国心の発露の程度』という観点である。廣濱の審査の委員会記録（九月十一日）によると、『御民吾と日本の傳統』をめぐり「普通の愛国心の発露の程度にありや否やが問題とせられ」、「単なる愛国心を以て寛●「容？」しきれない、教授独自の首尾一貫せるものを示して居る等の意見を始め、種々の意見が続出し、討議は活発であつたが、結局、廣濱教授の弁護は極めて困難であるとの空気になつた」とある。<sup>(9)</sup>この点に関して付言するに、上述した廣濱の『御民吾と日本の傳統』について残されている所見において、「本書の全般的思想は愛国的ではあるが、帝国主義、軍国主義を鼓吹し、あるいはこれに学問的理想的基礎を與へたとは見られず」とあるほか、むしろ廣濱および同書の愛国的な側面が強調されており、さらには、「いはゆる東亜新秩序に理想的基礎を與へんと努めた点もなく、他民族に日本精神を押しつけること●●「判読不能、思い？」をいましめ●「誤字塗りつぶし」てさへある」とあることにも、注意を促しておきたい。この点の評価がどのように議論されていったのかについて、さらなる史料の精査が俟たれる。

二点目の、適格とされる「単なる解説」と不適格とされる「理念的基礎を與へたもの」との区別（「一〇項目」の七点目）も、一点目と同様の不明確さを具有していたと思われる。「理念的基礎を與へた」ということは何を以てそう判断されるのか、その基礎の付与は「戦争」に対してだけよいか、疑問は尽きない。また、一点目の国家主義をめぐる点が委員会の後半で議論になったのに対して、この「単なる解説」か「理念的基礎

を与えたもの」かの線引きについては、石崎の委員会記録には表だつた記録を発見できず、どうも委員会における主要争点になっているとは言い難い。ただ、重要なことは、《単なる解説／理念的基礎の付与》については、《日本的であること／国家主義》という第一の検討軸に比べて、おそらくは著作の学問的内容が問題とされ得るものであるように見える、という点である。とはいえ、既に述べたように、審査全体の理論的検討の深度は、私見によれば、かなり浅いように見受けられる。

《質》に関して、本節の冒頭のほうで述べた私見を再度交えて言えば…問題とされた四つの文献においても、実は廣濱の法理学に関する本質的問題が扱われており、私見によれば、その本質的問題を素通りすることなくしては、審査における各争点（すべてではないが）に関する勝義の各問題をグラスプすることができないように思えてならない。

さて、本章の冒頭で述べたように、肝心の廣濱の法理学について、教職適格審査では深く触れられることがなかった。本稿の問い立てに即して言えば、「はじめに」で掲げた問い①、つまり《戦時期の法理学が抱えていた問題とは何か》ということは、この教職適格審査において（正面から）問われることはなかつた、との診断を下しうる。歴史的事実に即して言い換えれば、そのような問いに迫る時間的・人員的・環境的余裕がなかつた、といったほうが適切かもしれない。とはいえ、この問い①がそのまま等閑視されたままでよいわけではないただろう。廣濱が再審査において「理由のあげ方が餘りにケチ臭い」と吐いたことに応えるためにも、我々はこの点に正面から向き合わなければならないのではないだろうか。そして、この検討を通じて、本稿が本格的な検討を断念しているところの、問い②すなわち《日本の戦時期の法理学が抱えていた問題とは何か》という戦時期の法哲学の問題に迫っていく手がかりを得られると思われるのである。この点について、以下では、節を変えて、戦時展開期における廣濱の法理学にそくして、取り組んでみることにしたい。



(143) 例えば、次の著作が、廣濱「御民吾と日本の傳統」において、いわば再録されている（尤も、再録について明記されているのは「青年と政治」のみである）…廣濱「御民吾生ける驗あり」前掲（注17、なお、同題のものが二つ存在するが内容自体は同じものと見てよい）は、「起 御民吾生ける驗あり」中の「地 御民吾生ける驗あり」同書二一―三五頁に再録されている。廣濱「大政翼賛への誓」前掲（注19）は、「人 大政翼賛への誓」同書三六―四六頁に、前者の注などがカットされるなどの変更があるが、再録されている。廣濱「青年と政治」前掲（注19）は、その一部が、「結 翼賛の道としての政治」に抜粋されて収められている。こうしてみると、『御民吾と日本の傳統』の一冊を取り上げることにより、同書に再録された複数の著作を問題とし得る《と言えないわけではない。さらには、他の著作と内容的に重なっているところも、同書をトータルに見る上で念頭に置かれるべきである。

(144) 支那事変により占領した中華民国内の地域は、国民政府により代表されている中華民國の領土であることを失うものではないから、準外地ではない、とされている。参照、廣濱「日本法について」前掲（注18）五頁。

(145) なお、判定書案および「東北帝大法文学部の適格審査と判定とについて」においては、「國民徴用の法理」の（上）のみしか挙げられていない。

(146) 廣濱「國民徴用の法理」前掲（注18）（上）八〇九頁。

(147) 小論の草稿に基づいて戦時法研究会で行った報告に対して、この点につき、他大学における審査の調査や比較検討が必要だというご批判を頂戴した（松本尚子氏をはじめ複数）。また、他の大学の史料の状況として、出口雄一氏・小石川裕介氏より、一例として、一橋大学の状況についてご教示頂いた。一橋大学（東京商科大学）における教員適格審査委員会に関する史料としては、参照、一橋大学学術史刊行委員会編『一橋大学学制史資料 第九卷 昭和二十―二十八年 東京産業大学』東京商科大学『一橋大学』（一九八六年）二二―六五頁、一橋新聞三五九号（昭和二年六月二十五日）一面（全學の注視を浴びて資格審査始まる 二つの審査委員會の発足）・同三八二号（昭和二年一月一日）二面（適格審査終わる 學の良心をふみにじる 不適格は三教授）、一橋大学学術史刊行委員会編『一橋大学年譜 II（昭和二〇年一月―昭和六三年二月）』（一橋大学、二〇〇四年）一一・一七一―一八・二一・三〇頁。本文で記したように、本稿ではこれら他大学との比較検討はなお行えない。

(148) 東北帝国大学の内部における諸機構との関連からの検討も、課題として残されるところである。無論、この作業は本稿の手に余る。本稿のこの点での検討および情報の処理の不足分については、東北大学史料館の関係職員による次の論稿を参照されたい。小幡圭祐「東北大学における教職員適格審査とその文書―人事課移管文書・石崎政一郎文書II―」東北大学史料

館紀要一〇号(二〇一五年) 一―一四頁。

(149) 廣濱の審査経過については、参照、「廣濱教授の審査に付ての委員会記録」『石崎政一郎文書Ⅱ/15』所収(前掲(注12))。注12で述べたように、この記録は二種類存在しており、前節該当箇所と同様、ここでも両種類を併せ見ている。なお、注12の補足として、廣濱の審査において、この記録の二つ目によると、八月十五日に『教育法理学』と『公民科の本義』等一切の著述を検討することとなったそうである。その結果が、おそらく注13にある石崎の相良宛へのメモに記されたところであると思われる。

(150) この点の記述は、前注で述べた二種類の記録で、文言ないし表現の違いが見受けられる。本文では一つ目の記録の表現に従っているが、二つ目では、「同題の著述の内容は単なる愛国心を以て寛容しきれない教授独自の首尾一貫せるものを示して居る等の意見を始め種々の意見が続出し討議は活発であつたが結局広浜教授の弁護は極めて困難であるとの空気になつた」とある。

(151) 本稿(二)三三四頁でも触れたように、審査におけるいわば駆け引きはこの点でも見られ、廣濱のほうとしては依願免官の形式に出来れば結構という意向だったようであり(参照、「廣濱教授の審査に付ての委員会記録」前掲(注12)二つ目のほう、一〇月三日)、このこともあつてか、石崎も(また委員会でも)廣濱の依願免官の方向を模索していたが、中央とのやりとりのなかでこれが困難・不可能となった。紙幅の都合上、委細は省略せざるを得ないが、石崎の「報告(昭和二十一年十月八日、午後二時、文部省適格審査室主事に面会)」前掲(注13)一・二枚目と、「報告(昭和二十一年十月十八日(金)午前九時から午後二時まで適格審査委員長會議に出席、など)」前掲(注13)同報告の(一九)の箇所を参照されたい。

付言しておくとして、上記の委員会記録の同所にも記されているが、廣濱がかねてから不適格の判定を覚悟していたようである(少なくとも一〇月三日の段階)。本文で後述するように、終戦前に学部長を務め学部の維持に全力を尽くしたという意味では貢献をなした(この点の議論の委細は委員会記録からは不明であり、判定に記されているに止まるようである)廣濱が、法文学部の法学サイドで唯一大学を追われる存在となったという事実面に面すると、正直なところ、何も言えない。無論、廣濱をスケープゴートの存在と見なすことの是非については、廣濱自身のその意識如何(例えば、自らがいわば(学部)将来のための捨て石となる意識の有無)を含め、様々な意見が考えられるであろう。この点に関する私自身の価値判断は本稿では差し控えることにしたい(というよりも考えさせられるばかりである)。他方で、この弁明の機会に進んだであろうと思われるのは、齋藤秀夫であり、齋藤の史料において「反証」を展開している(注18参照)。

なお、適格・不適格のファクターの一つとして、当時の定年制を背景に、被審査者の年齢が考慮されたのではないかと

いうことも考えられないわけではない（この点は戦時法研究会において小野博司氏よりご指摘頂いた。審査に関する諸資料を見るに、定年（および年齢）が表だって議論されている様子は見受けられないが、副次的か暗黙の形で考慮された可能性が排除されているわけではない。ちなみに、（おそらく）当時の東北帝国大学の定年は、満六一歳であったようである。参照、「教授定年退職内規（昭和六年二月二〇日）『評議会議事録』」東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史 九 資料二』（東北大出版会、二〇一〇年）一〇頁。

(152) 参照、山本・前掲（注108）五五頁。

(153) 仮判定については、本稿（二）の三三二―五頁および三二一頁注129を参照されたい。実際に行われたのは、中川・古田・曾我部・山協のみであったようである。

(154) これは私の全くの憶測に過ぎないのだが、石崎は、適格審査と並行して、学部毎の講座の予算関係など、今後の学部の方向に関する課題にも取り組んでおり、とりわけ民訴の講座をめぐるとりが重要だったようである。参照、「昭和二十一年十二月十八日（水）昭和二十二年一月二十八日までの日記」前掲（注115）（十二月二十三日・二十六日、一月八日）。その方針が審査制度において——いわば「政治的に」——関連した可能性も、ゼロではないかもしれない。

(155) 本稿の基となった戦時法研究会での報告に際して、この《審査における政治性》という問題について、出口雄一氏より指摘された。卑見は、本文で述べるように、審査における政治性の問題を否定するものではないが、十把一絡げに「政治的な」事象であったとして学術的な考究を放置することよりも、確かに審査制度の実態がかなり複雑ではあるが、多層的な「政治的要素」をいわば一つずつ明らかにしていくことで、この教職適格審査の時代制約的側面を明らかにするだけでなく、非政治的側面についても浮き彫りにしていくことが可能でありまた必要である、と思案する。

(156) Vgl. dazu etwa Clemens Volnhals (Hrsg.), *Ennazifizierung, 1991*, S. 8.

(157) 「報告『昭和二十一年九月十四日―二十日までの東京出張につき』前掲（注130）の(三)(ハ)の箇所（資料中の石崎による訂正も反映させている）。また、これよりも少し前のものとして、マ司令部と「文部」省との関係に関して、情報の取得や連絡の維持などの観点から「政治的処理」の必要を記している。参照、「昭和二十一年八月二十一日ヨリ三十日マデノ在京期間中ニ於ケル適格審査ニ関スル感想若干」前掲（注126）の「文部省に対する諒解」の(ハ)の箇所。

(158) 「廣濱教授の審査に付ての委員会記録」前掲（注121）二つ目の記録、九月二十五日。

(159) 参照、「石崎から相良権一宛のメモ（昭和二十一年九月十七日）」前掲（注130）の(ロ)。また、注126で言及した、廣濱「御民吾と日本」の「傳統」についての所見も併せて参照されたい。この所見では、「この文集は、当時の世●「問？」一般に存

在したところの常識を述べたものにすぎず、当時行はれた多くの講演中においてはむしろ温和中●「判読不能」なものであったと認めなければならぬ」と評している。これを受けてであろうか、前者の石崎のメモにおいても、ほぼ同旨の記載があるほか、「尚、同教授の論文著作等是他にも多数あるが、それ等は純然たる法律学的研究のものであるとのこと。」と記されていることは注目に値する。無論、このメモおよび『御民吾と日本』の「傳統」の所見の両史料（とりわけ後者）が実際どのように作成・提出などされたかについては、審査手続のさらなる精査を要するところではあるが、少なくとも両史料から、廣濱に対する審査委員会の当時（一九四六年九月）の聯合國最高司令官からの連絡を受けて動向が変わった可能性があるところの、《それ以前》の廣濱（の著作）についての評価を窺い知ることは可能である。

- (160) 参照、「報告」（昭和二十一年十月十八日（金）午前九時から午後二時まで適格審査委員長會議に出席、など）前掲（注132）の箇所。同史料で石崎は、一面には審査が寛大に失した点もあるが、他面には公職及び教職追放令の出る前に、公布後当然不適当となるような人で辞職した者が相当いる、ということも記している。なお、同史料で廣濱と並んで記されているのは津曲と奥津であり、他にも齋藤（のナチ研究と時局便乗）と木村（十七条憲法）と「国家と道徳」の論文あたり）が問題視されている。

(161) 気になる文献の一例として、参照、廣濱Ⅱ中川Ⅱ新明【鼎談】必勝生活の基盤—前掲（注19）。

- (162) なお、廣濱の履歴（上述）からは、廣濱が次の学外の役職にあつたことが記されている。仙台市学務委員（昭和一六年六月）、神社振興調査会委員（昭和一八年一月）、文部省思想審議員（昭和一九年三月）、學術研究会議員（昭和一九年四月）、昭和一九年度高等学校視学委員（昭和一九年六月）。次節の(1)②でも廣濱の役職について再度言及する。

(163) 参照、「東北帝大法文学部の適格審査と判定について（昭和二十一年十二月三日 法文学部教員適格審査委員会発表）」前掲（注137）。挙げられているのは、「猶太の世界支配綱領」・「シオン議定書解説」の二著作のほか、雑誌「猶太研究」に掲載された、「シュルン・アルハック」、「著名なる猶太教師の言葉」「猶太神祕の數を説く」・「猶太魂の本質」・「タルムード的猶太魂」・「大東亞戦争勃發後の世界情勢」であり、いずれも「愛宕北山」の筆名で書かれている。各文献の具体的な部数については不明である。なお、『石崎政一 郎文書Ⅱ/16』に、奥津に関する判定書（案）が収められており（委員会記録によると、木村により作成されたようである）、書誌情報などの事情についてはこの判定書（案）を参照されたい。

(164) 「廣濱嘉雄書簡（宛名不明） 昭和二十二年十二月」前掲（注139）。引用文中の傍点は服部による。

- (165) 判定書案には、同書が「その大部分が放送用の原稿から成るものであつて、その趣旨が一般大衆に対して広い影響力をもつことを●「狙？」つたものである」とある（本稿（二）三三二頁）。

(166) この点に関連して、『御民吾と日本「の」傳統』に関するメモとされるもの(前掲(注125)参照)においては、廣濱が純粋な愛国者であり、「当局の進めた方針を説明するのが非常における国民のつとめと考へたのである。そこに批判的精神の薄かつたことは認めざるを得ないが、著者においては、それは決して迎合や便乗ではなく、いはば●●●●「判読不可、訂正のための塗りつぶしか」すなはち愛国心から出たものと思はれる」と言っていることも付言しておく。

(167) ちなみに、小論の基礎となった戦時法研究会の報告においても、本文で引いた廣濱の発言に関してはないが、勅令第二六三号及び共同省令の文言に即した形で議論されていたのではないかとという指摘を受けた(雨宮昭一氏をはじめ)。

(168) 文言の漠然さの問題(一般)は、他の合議体においても懸案材料であったようである。石崎の記録によると、「別表第一の事項を如何に解するかについては、東大の委員会に於ても困却してゐるやうである」とあり、「原則としては列挙事項に關し積極的に価値付けを行つた場合を以て『該当』とし、客観的に記述又は紹介或は研究した場合には『該当せず』とするが、この積極的価値づけもどの程度に及べば価値づけとなるか、積極的と解するかは具体的に頗る困難である」としている。参照、「昭和二十一年八月二十一日ヨリ三十日マデノ在京期間中ニ於ケル適格審査ニ関スル感想若干」前掲(注126)、(一)の箇所。石崎自身も、おそらくかなり早い時点で、「別表第一に列挙してある不適格基(規)準の解釈」について「十一項目に互る基準は非常に漠然とし、どのやうにでも解釈出来る」と記している。参照、「教職員適格審査委員会、運用ニ関スル私見」『石崎政一郎文書Ⅱ/1』所収の二頁目(資料中の誤字は適宜服部が訂正している)。続いて、「何か各項の範圍の基準と云ふものがないか。若し本省でこの基準を示さないならば次のごとき方法が考へられる」と記している。即ち、

(a) 少くとも各帝大の間、若し全帝大間で出来なければ、東大あたりの大体の基準を問合せ●●「判読不可、訂正の塗りつぶしか」ること。成るべく各帝大間●●「の?」甚しい差の無いことがぞましい。

(b) 当大学の学部間では是非統一した解釈基準を立てることが必要である。

これに沿って、先に見たように、東大の動向を窺っていた、と言えらるであろう。

(169) 「廣濱教授の審査に付ての委員会記録」前掲(注12)、前者の直接引用文は一つ目の記録から、後者の直接引用文は二つ目の記録から引いている。

(170) 「廣濱嘉雄著『御民吾と日本「の」傳統』」の所見、前掲(注125)。引用の前者は二枚目中ほどの箇所、後者は二枚目末尾(三枚目にかけての箇所である。なお、注130で述べた、石崎が相良に提出したメモ(本稿(二)三二〇頁)も参照されたい。

### 第三節 三重構造論の展開と、体制の動向との結合

前節では、戦後の教職適格審査において、廣濱の不適格の判定で問題とされた点に注目した。そこで述べたように、《廣濱の法理学のいわば本質的な部分が——少なくとも教職適格審査において——問題とされた》というわけではなかった。本節では、この廣濱の法理学の本質的な部分に立ち入り、そのことによって、本稿が本格的な考察を断念している問い⑨すなわち《戦時期の法哲学（自体）の問題》に迫るための叩き台を提示することを試みたい。本節における分析から得られるであろう廣濱の法理学の本質的部分は、卑見によれば、教職適格審査において指摘された諸問題の、いわば理論的な基礎に位置づけられ得るものである。それを越えて、この検討から得られる知見は、前の二つの節で扱った、教職適格審査自体へと跳ね返り、《そもそも教職適格審査とは何であったのか、あるいは何でなかったのか、ひいてはどうかあるべきであったのか》という問いを投げかけるものともなり得るであろう。これらについては次章で扱うことにする。

本節は次のような構成をとる。第一に、戦時展開期における廣濱の仕事（著作や役職など）を、総論的に概説する（(1)）。第二に、廣濱の法理学の根底を成している、国家や法に関する基本的な見解・理解を整理する（(2)）。とりわけ、国体についての廣濱の見解（およびその国家・法との関係）が、（今日的な意味における狭義の）法理論的に重要である。第三に、廣濱の法理学の中心にある三重構造論につき、戦時展開期におけるその内実および見解の変容を見ていく（(3)）。

(1) **総論的事項**…前節で検討した、教職適格審査において争点となった点を、ここで改めて整理しておく。続いて、同審査で引き合いに出された文献以外のもの、関連する戦時展開期の文献や、廣濱の当時の（学外の）役職などについても、時代背景を意識しつつ簡単にまとめておく。

あわせて、教職適格審査において問題とされなかった点（触れられなかった）を意識して、本節において解

明されるべき課題も見ていくことにしたい。

廣濱に対する教職適格審査の大きな争点は四つであった。簡単に定式化すると、順に、国家観（東亜新秩序論、大東亜共栄圏、国防国家体制、反面としての自由主義の否定）、政治的基盤（翼賛）の主張とその裏面としての法治主義・議会機能の圧縮、国際法の次元における大東亜法などの主張、信教の自由の制約、である。上述したとおり、これらは、それ自体、今日の意味における（とりわけ狭義の）法哲学的問題でもある。しかし、本節の関心は、廣濱の法理学の特質を成している、法の三重構造論、ひいては廣濱における法それ自体についてのものの考え方、《法（命題）の本質論》が、戦時展開期において具体的にどのような主張内容であったのか、という点にある。これらの（法）理論的な基礎・土台としての諸主張の内容と、教職適格審査において問われた諸点、ひいては同審査で問われはしなかったが戦時展開期における法理論の主張の特質として指摘され得る点を抽出することが、本節の大きな課題となる。

この大きな課題に向かう前に、廣濱の当時の仕事や役職を概観しておく必要がある。というのも、前節で指摘したように、数多くある廣濱の文献のうち、教職適格審査で取り上げられた文献は、わずか四つのみであった。戦時展開期における廣濱の見解を見ていく上では、審査において取り上げられた文献についてはその内容をより深く読み解き、また審査では取り上げられなかったが関連する文献にも目を向け、廣濱の当時の法理学の主張の全体像——およびその当時における大小の変化も——を把握しなければならない。以下では、教職適格審査において挙げられていない文献を中心に、当時の時代背景を意識しつつ、同時代（廣濱の《戦時転換期》）における——具体的には一九四〇年代前半頃——における廣濱の仕事について簡単に整理しておくことにしたい。<sup>(in)</sup>

戦時展開期における《廣濱の法理学》に直接的に關する総論的なものとしては、審査でも取り上げられた「現

代法理學の基本問題」のほか、「日本法學への一石」といった文献を挙げるができる（これらの書誌情報については注18を参照されたい）。また、（相対的に見て）各論的な文献としてこの文脈で重要となってくるのは、廣濱「家族制度と法律」（注18）である。同論文は、確かに家（族）制度をテーマとしてはいるが、後述するところから明らかとなるように、国体論・三重構造論などに関する、廣濱の法理論の基礎を読み解く上で重要な記述が見られ（とりわけ、三重構造論を国体と結びつけて論じたのは、おそらくこの文献が最初であると思われる）、本稿でもこの点に着目している。

法学に関連する役職などの仕事に目を転じると、審査で直接問題とされていないものうち重要なものとして、《日本諸学振興委員会への関与》を指摘することができる（他方で、日本法理研究会や大政翼賛会<sup>12)</sup>については不関与または関与の程度が薄いとされるが、これについては後述する）。まず、廣濱は、一九四〇年に「法及び法學とその教育」という題目で報告を行っている（注18参照）。翌四一年には、廣濱は、同会の昭和十六年度法学部臨時委員に就任している（四月）<sup>13)</sup>。以降も、同会の機関誌であるところの『日本諸學』において、同委員会の研究報告について【資料】という形で論評を行い（注18参照）、所感を寄せてもいる（注18参照）。なお、日本諸学振興委員会については、三重構造論との関連でも触れられており、その件で後述する（3）の整序規範―教育の件）。

さて、第一章で述べたように、廣濱の著作には、だいたい一九三八―三九年頃に変化が見受けられ、本稿では、これ以降から終戦までを《戦時展開期》と呼ぶことにしている。この激動の時期においては、年だけではなく、月（或いは日）単位で大きな出来事が起こっており、廣濱がそれらをどう見ていたか、どの出来事が廣濱の個々の著作や仕事とどのように関連するか、これらに関する慎重かつ丁寧な検討が必要とされる。とりわけこの時期における諸々の出来事については、歴史（学）的にどう見るか大変難しい議論が存在するが、以下で



は、本稿の考察の対象である廣濱の法理学にとって、私の観点からして重要と思われる歴史的な事象に絞って言及し、また、廣濱の仕事との考えられる関連について、法学の領域にとらわれず、簡単に整理しておきたい。

一九三七（昭和十二）年、第一次近衛内閣のもとで、国民精神総動員運動が始まる。同年に出版された『國體の本義』は、当時の廣濱の國體の理解にとって大きな典拠となる。廣濱自身の役職としては、教育サイドにおいて、公民科要目の改正委員を務めていた。このことは、後述するように、廣濱の思想の基礎（の伸展）において、小さからぬ意味を持っている。同年に制定された「輸出入品等二關スル臨時措置二關スル法律」は、廣濱の法理学において、後述する行為規範の役割の強化にとって、国家総動員法と並んで重要な位置づけがなされている。

一九三八（昭和十三）年も大きな出来事が起こっている。とりわけ国家総動員法は、廣濱にとって、国防國家体制の移行として重要な位置を占めている。<sup>(17)</sup> 廣濱の法理学においては、行為規範の問題として説かれる徵用にとつて、同法は重要となる（後述する）。他方、廣濱の法理学の『確立期』として重要な著作の『法理學』（注16・18）がまとまった形で刊行されたのもこの年である。この時期と、戦時展開期の廣濱の主張の変化については後で取り上げる。さらに、同年に刊行が始まった『皇室制度史（第一編第一卷）』を、廣濱は、自身の國家論・國體論を展開するに際して、『國體の本義』に代わって）しばしば論及——もつと言うと依拠——している。<sup>(18)</sup>

一九三九（昭和十四）年については、廣濱の著作において、活発さが目立つ。第一に、教育サイドで、『新撰日本公民科教本（上巻・下巻）』・『公民科の本義』・『教育法理學』といった著作が（注17を参照）、さらには後に『御民吾と日本の傳統』（注19）に収録される「御民吾生ける驗あり」も同年に刊行されている。第二に、興味深いことに、神社関連の業績も、この年に多く公表されている（尤も、廣濱自身の弁によると、神社への

関心は、この時期に始まったものではないが<sup>(17)</sup>。神社は、後述するように、《制度》として、法理論上重要な意味を有する。これは推測の域を出ないが、後年（一九四三年）、神宮皇學館大学講師（三月）と神社信仰調査会委員（十一月）に廣濱が就任している<sup>(18)</sup>ということとの関連について、これらの一九三九年頃の著作の存在を指摘できる。

そして、皇紀二六〇〇年にあたる一九四〇（昭和十五）年における、第二次近衛内閣の新体制運動、大政翼賛会の設立、大東亜共栄圏の主張などは、私見によれば、廣濱の諸方面における見解にも、小さからぬ影響を及ぼしている。

上述したように、実際には大小の出来事がこの前後に数多く起こっており、それらとの関連づけが必要とされる。例えば、日中戦争や太平洋戦争（大東亜戦争）の勃発とそれ以降の戦争の情勢に対する廣濱の見方なども重要となるであろう。残念ながら、筆者の力量不足のため、とりわけ戦争（および戦局）に直接関連する各事象と廣濱の見解との関連づけについては、本稿では考察を断念せざるを得ない。ただ、私見によれば、右に述べた出来事（とりわけ一九四〇年までの展開）が、法理学における《確立期》と《戦時展開期》との間における、あるいは両時期の間の廣濱の見解の変化を見る上で決定的なものであった、と言える。以下では、これら歴史的な出来事も随時念頭に置いて、廣濱の見解自体に迫っていくことにしよう。

(2) **根底にあるもの——国家・国体・法の本質**…三重構造論に立ち入る前に、廣濱の法理学の根底に位置しているものを見ておく必要がある。私見によれば、それを、国家への注目とその理論的位置付け(①)、国体論(②)、そして《法とは何か》という法の本質に関する《みことり》としての《法》の考え(と国体との関係)(③)、という形で整理することができる。この三点は相互に関連し、また三重構造論(の諸規範)とも密接な関係を有するが、まずは順にポイントを追っていくことにしたい。

① **国家像ないし国家論**…この時期の廣濱の文献を概観すると、法学における文献であれ、教育に関する文献であれ、いずれにしても、《国家への志向》を感じ取れる。それ以前の時期において国家に関する記述が皆無だったというわけではないが、(3)以下で後述する三重構造論においても、国家という観点から前面に押し出されておらず、とりわけ、組織規範においては、社会を基礎としていたところに国家が取って代わったことを確認できる。ここでは、廣濱の国家論の総論的な事柄をまとめておく。

一点目は、国家の（歴史的）展開である。廣濱は、国家が、専制政治と結びついた警察国家から、立憲政治と結合する法治国家へ、そしてそれらを止揚綜合する文化国家へと至る展開を説く。<sup>(18)</sup>この展開は、国防、とりわけ一九三八年以来の国防国家体制との関連で、後年の文献においてはより意識した形で説かれており、高度国防国家の恒久的性格が説かれる。<sup>(19)</sup>二点目は、《生ける国家》・《文化主体としての国家》というべきものである。そのポイントをとると、文化主体としての国家は、固有の生命を有し、生々發展する実践的主体であるとされ、そして独自の文化創造を行う（精進する）。この《文化主体としての国家》論は、三重構造論と関連し、とりわけ後述する、行為規範の定立や増大の背景としての国家の理解にとつてポイントとなり、文化国家においては積極的な「セヨ」的行為規範（統制・指導に連なる）の重視が説かれる一方、（それ以前の）市民社会的国家（「人權宣言」に組織規範の原型を求めると）においては、私的自治のもと、この積極的行為規範が認められず、他人の自由を侵害「スルナ」とする消極的な限界的行為規範に止まらざるを得ない、と説かれるのである。<sup>(20)</sup>国防国家体制の件では、生ける国家が生産・創造の主体であるとされ、これに反して文化・創造の主体としての国家を否定する国家観は自由主義的なものとして否定される。<sup>(21)</sup>さらには、国家が法・権利の主体であるとされ、国際法の件では、大東亜法につき、市民社会的国家観と相即関係にある従来国際法の法理を以てしては動きがとれないとされ、新しい構想に基づく解決への指導理念を、西洋流のキリスト教的世界国

家に基礎された国際法思想を排除し、八紘爲宇の大精神において求められるべき、とするのである。<sup>(186)</sup>これらの点は、本章第一節で見た、教職適格審査において問題とされた点でもあった(第一点目・第三点目、具体的な箇所としては、判定書案において示されている)。

また、先に述べた《生ける国家》・主体的「在」としての国家は、日本法と一体であるとされる。<sup>(186)</sup>この主体的「在」としての日本法・日本国家は生命体であり、その根元を国体において一としているとされる。後述するように、日本法が天壤無窮であることから、日本国家も天壤無窮であつて、日本国家・法を(興亡史観でなく)盛衰史観で見なければならぬ、としている。この点は、判定書案では指摘されているが(第一点目)、「…判定について」では論及されていない。

さて、私見によれば、廣濱の見解のポイントは、今しがた言及した、法・国家の根元にある「国体」である。その内実に関する廣濱の見解について、見ていくことにしよう。

② 国体…戦前の重要な観念である国体(國體)は、廣濱の思索においても、重要な位置を占めている。まず、廣濱の国体の理解について(a)、次に、廣濱の三重構造論における国体の位置づけについて(b)、見ていくことにしたい。

① 廣濱の国体論・総論…所謂「国体明徴問題」が文字通り示すとおり、国体の概念については、当時でも大きな議論があり、その内実は一義的に明白であつたとは言い難い。廣濱においても、国体概念の定義や理解のブレを確認できるところであるが、大きなポイントは、《廣濱が国体を本格的に論じる(に至る)時期》である。ここで、法理学者としての廣濱だけでなく、本稿では考察を基本的に断念している《教育における廣濱》の仕事が重要となり、必要な限りでそれにも言及することにした。

まず、法理学における廣濱について言えば、廣濱は、その法理学の《確立期》即ち一九三八年頃においては、

国体について積極的に説くことは（おそらく）無く、法理学における理論的位置づけなどもどうもはかられていない。①で述べた国家という点にそくと、一九四〇年に公表された（二）三月「命令規定と必要規定（二）・（二）・完」（注18）・「法及び法學とその教育」（注18）においては、三重構造論の背景・基礎に（社会ではなく）国家を据えた論述が進められ、また国民生活の統制に即した形での行為規範の増加や性質の変化（「スルナ」から「セヨ」）が説かれるに至るが（この行為規範の性質の変化については③で述べる）、まだ国体についての自身の考えは両論文において現れてはいない。同年（二月）の「翼賛會を繞る法理」（注18）において、ようやく国体に論及されるに至る。即ち、いわゆる近衛新体制下における高度国防国家の樹立に際しての国家観（生ける国家）を、（「國體の本義」的な統治権の所在に焦点を当てるのではなく）『帝室制度史』における《君臣一体》をベースとする国体の把握に従い、ここに至り、法（理）学サイドで、後述する《君臣一体―国体》が、廣濱の法（理）学に（正式に）入り込んでくるようになる（但し、まだ三重構造論の段階にまでは達しない）。この段階で廣濱が国体を意識した理由は、推測するに、同論文において廣濱が強烈に意識しそれに即応しようとしていた、歴史的対象としての近衛新体制や大政翼賛運動に対するの、法学サイドからの呼応・順応であると言える。そして、後述する「家族制度と法律」（注18）において、三重構造論と国体論が接合するに至る（一九四一年二月）。

では、廣濱がいつ頃に（一般的に）国体を論じるようになるのか、とりわけ、確立期から戦時展開期における流れの中でこれを見ると、かなり複雑である。しかし、私見によれば、この底流にあるのは、実は、この時期（一九三〇年代後半）における、《教育（家）》としての廣濱《の》仕事である。本稿では、廣濱の第二の顔である、この《教育家としての廣濱》についての考察を断念しているが、廣濱自身における理解の展開、まずは参考までに見ておこう。

〔補論〕教育（学）における廣濱の国体の理解…本稿が法理学に關して『搖籃期』とする一九三四（昭和九）年までの仕事のうち、廣濱は、教育（学）サイドで、『新撰公民科教本（下巻）』（高陽書院、一九三三年）において、『第一章 国家』のもとで、「一 人類と國家」「二 國家の要素」に続いて、「三 國體と政體」として、国体について論じている。やや長いが、国体についての件を引用しておく。

〔國體〕所謂國家の三要素は、いはば國家の通性であるから、これのみにては、現實の國家を説盡くし得ない。現實の國家は、歴史・傳統・國語等により培はれる民族精神の地盤の上に、國家の三要素が結合して出來上つてをるものであるから、それぞれ、個性を有する。國家のかような個性を、國體といふ。教育に關する勅語に仰せられてゐる「我が國體ノ精華」の國體は、この意味である。しかし、政體との比較において國體といへば、國民全體に屬するものを民主國體との差別に従ふ國家の態様のこと、主權が、君主の手にあるものを君主國體といひ、國民全體に屬するものを民主國體といふ。我が國は君主國體であり、ドイツ・フランス・アメリカ合衆國等は、民主國體である。<sup>188)</sup>

ここでは、国体は、端的には《國家の個性》として、また政体との關係では《國家の主權の主体（所在）》の観点から理解されている。後者は、政体との關係からも窺えるように、法学における国体の定義としてオーソドックスなものと言え（なお、後述する廣濱『公民教育上の實際問題』の件も参照されたい）。

この定義が、法理学において本稿が言う《確立期》<sup>189)</sup>頃に、廣濱の教育サイドの仕事との関連で、次のような変化を遂げる。廣濱は、先に簡単に触れたように、一九三七（昭和十二）年に、公民科要目の改正委員を務めており、ここでの「改正の精神」の一つに、国体の明徴が挙げられているのである。右に見た『新撰公民科教本』の新たな版に当たると言つてよい、『戦時展開期』において出版された、廣濱『新撰日本公民科教本（上巻）』（高陽書院、一九三九年）では、この改正を受けて構成が大きく変わり、国体について一章が割かれ、『第五章 我が國體』として、「第一節 肇国の本義」「第二節 天皇の統治」「第三節 臣民の本分」「第四節 國體と祭祀」と、二〇頁を越える分量が与えられている。以下、国体の定義に関するところのみ見ておく。

〔君臣一體〕國體は、「くにがら」の意味であり、我等の「ひとがら」が、先天的素質の後天的境遇による現はれであるやうに、我が國の國體は、肇国の事實に生きる美質が、時代的に輝いて國史の事實となつてゐるところにおいて、之

を徴すべきである。「教育ニ關スル勅語」は、「惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華」と仰せられて、上に、皇祖の神勅を奉じて、永遠に統治し給ふ萬世一系の天皇ましまし、下に、億兆一心聖旨を奉體して、忠孝の美德を發揮する臣民あり、君臣一體、よく肇國の大義を貫いて、我が國體を發展せしめつつあるところに、我が國體の精華を認め給うてゐる」<sup>(9)</sup>。

となつてゐる。この二つの教科書の間の、国体の定義の変化には、いかなる事情があるのだろうか？このことの手掛かりとなるのは、一九三八年に刊行された廣濱「公民教育上の實際問題」である（注17、以下、本段落において頁とあるのは同書のページ番号である）。これは、一九三七年十二月に開かれた（同書の出版が長野県となつてゐることから察するに、同県において開催されたと思われる）公民科講習における廣濱の講演の概要を速記したものとされる（とびら）。この講演では、前述した、公民科の教授要目の改正を念頭に話が進められており（一二頁など）、国体についても立ち入った説明が成されてゐる。廣濱によると、国体については、「個性としての國體」と「類型としての國體」という二つの考え方を区別する「と」の必要がある（五一頁）。便宜上、後者の「類型としての國體」から見ると、これは、国家を何らかの特徴に依つて類型的論理的な何かを基準にして、類型・区分するものであり、統治者（統治権）の帰属に関して、上一人に帰属する国柄を君主国と、一般人民に帰属する国柄を民主国とするものであり（同頁）、法律学者が学問的処理をする必要の上から考へてゐる国体の考へであるとされる（五二頁、同所ではこの類型としての国家理解に対する（いわば方法的）批判を行つてゐるが割愛する）。これに対して、前者の「個性としての國體」とは、一般に国柄と云われ、「人柄と同じもので、世界に百の國家あるとすれば百の國家は各々違つた国柄を持つて居る」（五一頁）。廣濱は、法律学的というよりも国民道徳学的・公民教育的な観点から、こちらの「個性としての國體」のほうを重視してゐる。国体を個性的に見るといふことは、価値的な見方（価値を標準として、論理的・主観的である社会性を問題とする）というものであるとされ、「今日教育的に國體と云ふのは其個性としての國體を基礎として、併せて類型的な國體を取込んで行く」と云ふ目的態度を採つてをります」とされる（五二頁）。廣濱の焦点はこの「個性としての國體」にあり、とりわけ日本の国体が価値の高い・勝れていること（の根柢）の把握を重視してゐる（同頁）。そうして、「公民科及公民教育に於きましては、類型としての國體を眞正面に出すことを止めて、個性としての國體を基礎として國體を見て行く」としてゐる（同頁）。これに際して、国家の三要素（統治権、臣民、領土）の分析をして統治権の帰属先を考へていく論理的処理「 $\neq$ 類型としての国体論」とは異なり、個性としての国体論を中心に考える場合の出発点として、「肇國」が据えられている（五二―五三頁）。

やや長くなったが、まとめると次のとおりである…前者の廣濱『新撰公民科教本（下巻）』において、既に「個性としての國體」が国体の定義として意識されてはいたが、政体との対比を通じて、法律学的な「類型としての國體」についても論じられていた。この点、廣濱『新撰日本公民科教本（上巻）』においては、意識的に「個性としての國體」のみにスポットが当てられている。また、政体との対比の代わりに、国体（自体）について論じる前に「肇国の事実」が同書において配置されていることも大きな違いである（同書九六―九八頁）。これらの国体についての記述や力点の変化は、今見たように、廣濱の教育サイドの事情ではあるが、一九三三年から一九三九年の間の廣濱の国体への態度の変化として、念頭に置くべき点であると思われる。

さて、視線を《法理学者としての廣濱》に向け、法学サイドの文献における、戦時展開期に至るまでの（ここでは一九四〇年以降）廣濱の国体の定式化を見ていくことにしたい。

廣濱は、多くの文献において、国体について多角的な観点から述べているが、総論的なものとして、その要所が最も明白にまとめられているのは、次の一節である…「我が國體は、何人も知る如く、天壤無窮であり、一君萬民であり、一君上にましまして統治したまひ、萬民下にありてそれに随順して承詔必謹的に翼賛しまつる。この統治と翼賛とによつて結ばれる君臣一體こそ、我が國體なのである」<sup>190</sup>。様々なキーワードのうち、廣濱が国体の本質として注目しているのは《君臣一體》である。統治を行う《君》は、「八紘一字の皇謨<sup>（皇ま）</sup>の御実現を念とせさせ給うて統治し給」い、翼賛の主体である《臣》は、「承詔必謹的に大御心を奉體して皇謨を翼賛しまつる」<sup>191</sup>。臣民翼賛の臣道の実践においては、「抽象的・孤立的な個人たる臣民としてではなく、祖先の遺風を顯彰しつつ天壤無窮の皇運を扶翼しまつる、即ち忠孝一本」<sup>192</sup>の態度を以て貫くべしとされる。このような君臣一体において、国民——御民吾——も国体の形成に参与するものであって「此の身既に國體」の矜持に生かせることができるとされるが、この矜持は、天皇の祭・政・教一致の統治を仰ぐことに源を発しなければなら



ない、とされる。<sup>(196)</sup>また、明治維新が明治天皇の一人の誓いであつたことに對比して、昭和維新が国民の誓いではなければならないとされ、この（翼賛への）誓いが実践の問題であること（理論の問題ではなく）が強調される。<sup>(197)</sup>

なお、国体において、別の点を廣濱は等閑視しているわけではない。例えば、《天壤無窮》が国体の中心を成している、とする記述もある。<sup>(198)</sup>この点は、次の③で述べる法の本質論を考へる上で関連してくる（とりわけ自然法的性格？）と思われるが、廣濱の文献を総じて見た場合、むしろ《君臣一体》のほうが、国体論において重視されていると言つてよい、というのが私見である。

上述した《祭政（教）一致》も、国体にとって重要な点ではあるが、私の読解によれば、廣濱は、この《祭政（教）一致》を、主に天皇（つまり「君」）の統治の局面において考えており、「臣」たる国民の次元ではあまり表に出していない。これは、廣濱の「政治」概念とも関わり合つておき、ここで合わせてまとめたい。<sup>(199)</sup>廣濱は、政治概念を広義と狭義に分け、狭義の政治と（天皇の）統治が、広義の政治に含まれる、としている。<sup>(199)</sup>広義の政治とは、「國家の營む生活であり、國家の理想とするところのものを、精神的・物質的文化財の遺憾なき利用によつて、現實具體の社會的諸情勢に即應しつつ、時の宜しきに従つて實現すべく邁進する活動の全體」を意味するものとされる。このうち、天皇による統治は、『憲法義解』（の英訳）をふまえ、「天皇が萬世一系の皇位に臨み大政をみそなはせたまふことを意味するものであつて、簡単に政治といふ言葉で代置することを許さない」とされ、狭義の政治とは区別される。その統治の中心思想について、井上毅の『梧桐存稿』を引き、「しらす」「しろしめす」が統治であり、政治・教育・祭祀がそこに含意されているとして、「祭政教の一致するところ、そこに、天皇の統治があるわけである」と説かれるのである。以上が「君」である天皇の側の統治の事柄であることに對して、天皇の統治に翼賛する「臣」たる側について、狭義の政治が説かれ

る。曰く、「國家の根本方針を決定するのは、我が國では統治であり、その統治に翼賛しまつりて、その實現を促す直接間接の行為が、狹義の政治といふことになるのである」。話を《国体における祭政（教）一致》という点に戻すと、廣濱にとつては、あくまで、「統治と翼賛とによつて結ばれたる君臣一體こそ、我が國體なのである」<sup>(20)</sup>とて、祭政（教）一致はこのうちの《統治》の側面に関するものと理解されているのである。

⑥ 国体と三重構造論…廣濱によるこのような国体の理解と、廣濱の法理学の中心を成している《三重構造論》との関係について、視線を移すことにしよう。端的に言えば、国体は、組織規範のコアに位置づけられている。即ち、「組織規範は國體を核實として定立される」<sup>(20)</sup>とされ、また、「我が國法はすべて、その組織規範の淵源を我が國體に求めなくてはならぬ」<sup>(20)</sup>と説く。廣濱の論じているところを整理してまとめると、我が國は、天壤無窮・一君萬民・君臣一体の実践的な国体を、（組織規範中の組織規範である）憲法の核實として、とされるのである。<sup>(20)</sup>

三重構造論自体の戦時展開期における内実については後述するが（③）、国体との関係では、組織規範と換言される《制度》が重要となる。中でも、家（族）制度と神社・氏子制度が、国体との関連で注目<sup>(20)</sup>に値する。なお、国体と三重構造論との関連づけを時間軸にそくして言えば、最初に明白に成されたのが、家族制度に關してであった（「家族制度と法律」（注18））。これに比べると、神社制度については、神社制度自体と国体との関連づけは早い（上述の廣濱『公民教育上の實際問題』、法理学の領域での位置づけ（信教の自由（の制約）を介した形）は若干遅れて行われる。

家族制度は、臣民の翼賛の態度である《忠孝一本》を可能とさせるものとして説かれる<sup>(20)</sup>。即ち、上述のとおり、国体の本質である《君臣一体》につき、臣民翼賛の臣道実践は、抽象的・孤立的な個人たる臣民としてではなく、祖先の遺風を顕彰しつつ天壤無窮の皇運を扶翼する《忠孝一本》の態度を以て貫かねばならぬ、とさ

れ、この忠孝一本の臣道を可能にするのが、歴史的現実としての家族制度である、とされるのである。この家族制度の内実および三重構造論に即した形での各規範の構成については後述する。

次に、神社制度・氏子制度に目を移そう。廣濱の論調は文献により異なるが、総合すると——神・神社について、日本の民族性・伝統として<sup>(26)</sup>、国体という次元においては、とりわけ天皇の統治の側からでは祭政教一致の伝統を基礎に、それに対応する臣民側の方では、君臣一体を精髓とする国体における国民の心構えにつき、(とりわけ一九四〇年代以降は翼賛の在り方として) 神社崇敬の義務が説かれており、それが氏子制度に規定されている——というものである。まず、各文献に総じて見受けられる点をまとめて、その次に、一九四〇年代の、当時の時代状況を背景とした論調を受けた廣濱の筋立てを見ていくことにしたい。

神社と国体との関連について、廣濱は、「まことに、神社は、我が國體の根幹を成せる敬神崇祖の國民精神の發露であり、それが歴史的に制度化されたものに外ならない」と言う<sup>(27)</sup>。廣濱は、様々な神社について、具体的な規定に則しながら、地位や機能などを分類していく。概括すると…神宮及び宮中三殿(賢所・皇靈殿・神殿)は皇室の祭祀であり、神社は国家の祭祀であり、制度上、両者の間に混同を容さざる旨のほか、神宮・神社に関する規定(登極令などの皇室令制)を、明治以降の歴史(明治四年五月十四日の太政官達と、同日に定められた「官社以下定額及神官職員規則」など)に則して説示していく<sup>(28)</sup>。神社については、社号に神宮を称しているもの(霧島神宮、鹿児島神宮など)は、官幣社たる神社であり神宮ではない、とされるほか、官社(官幣中社・官幣小社など)と諸社(府社・藩社(のちに消滅)・縣社・郷社・村社)に区別されること、それらについても、明治以降の諸規定が示されるほか、社格はないが無格社ではないものとして招魂社(後に護国神社)、さらには内地と外地(朝鮮・台湾・樺太その他)の区別についても諸規則を基に論じている。

では、このように分類された神社が、国民・臣民とどのような関係にあると、廣濱は考えているのだろうか。

これを端的に整理すれば、《臣民の、氏子としての、氏神・産土神<sup>うぶすなのかみ</sup>への崇敬、神社崇敬の義務》である。天皇の統治が祭政「教」一致の伝統であることに鑑み、臣民の翼賛が神社崇敬と職域奉公とが一致する生活たるべき旨を下敷きとして説きつづ、<sup>(20)</sup>「神社の氏子となり、氏神に對して崇敬の誠を效すことは、啻に、民族的慣習として然るのみならず、實に、法令を遵行すべき「法令に遵守すべき」臣民の義務としても然るのである」としている。<sup>(21)</sup> 神社崇敬は、日本人にとって民族的なもの（民族的慣習）であることに加えて、法律上の義務であるとされておき、この神社崇敬の義務性が、氏神氏子または産土神氏子の関係として規定されている、と云うのである。この点は、教職適格審査において問題となった、信教の自由（の制約）に関する廣濱の見解と直接関連するところであり（事実、上記引用文の直後にその旨の件が続く）、三重構造論の箇所（3）でも後述することにした。

氏子についても、廣濱は、まず、その制度の沿革について説明している。<sup>(22)</sup> 廣濱によると、現行「当時」氏子制度の発端は、「氏子改假規則」（明治三年六月、民部省達）であるとされ、明治四年七月四日に「大小神社氏子取調規則」が太政官達として公布された。しかし、同規則による氏子改は、明治六年五月二九日の太政官布告第一八〇號を以て、御沙汰があるまで施行されないことになり、そのまま自然消滅された、とされる（その背景として、宗門改的な性質を有していたことを廣濱は指摘する）。このため、氏子改は終末を告げたとされるが、明治六年二月一四日の教部省達第二十三号において、次のようにあることが、廣濱の氏子制度の理解にとって重要である。やや長いが引用すると…

「今般第百八十號ヲ以氏子調之儀追テ御沙汰候迄不及施行旨被仰出候處右ハ辛未七月公布相成候氏子帳取調竝守札渡方等相見合可申儀ニテ鄉村社區方ハ勿論氏子之儀モ可爲從前之通候條此旨爲心得相達候事ノ但舊來宮參リト相唱出生之兒子産土

神社へ参詣爲致相對ヲ以守札等授受之儀モ是迄之通相心得不苦候事<sup>(21)</sup>

ここを受けて、廣濱は、「氏子改は廢止されても、依然として氏子制度の存すべきことが明らかにせられてゐる。氏子の制度は、宗教的色彩に染まぬものとして、ここに確立された<sup>(22)</sup>と見ることが出来ないであらうか」と述べている<sup>(23)</sup>。また、氏神と産土神との関係（混用、同義化）については、『古事類苑』をひきつつ説示しながら、出生地と居住地、本籍地と住居地の相違の現実に鑑みて、氏子区域内に居住する帝国臣民を氏子とすべき見解に与している（その他、崇敬者（非信徒）についても述べているが省略する）。さらに、四〇年代に入ってからであるが、日本の内地において、神社の氏子区域内に居住する者はその土地の産土神の氏子となることに決められていて、「こゝに日本臣民が必ずどの神社かの氏子であり、氏子として産土神に對して崇敬の誠を致すと共に、神社費の負擔にも任ずべき義務を課せられてをる」として、この点は農山漁村では当たり前のことながら、大都市でははつきりしないこと、ここから、氏子として産土神に仕える態度が確立し得ないでいるとすれば、いわば神社崇敬の具体的な本が立たぬ旨を説き、「氏子制度の整備が、國民組織の見地から強く要望されてゐることは、故あること、申さねばならない」とされる<sup>(24)</sup>。

さて、こうした神社制度・氏子制度自体の記述は、廣濱の関連文献において概ね共通しているところであるが、一九四〇年代に入ると、上述のとおり、時局——新体制運動や大政翼賛会——の影響を念頭に、とりわけ臣民の《翼賛》という観点から、この神社制度・氏子制度の重要性を説くトーンが強くなっているように思われる。この点に分かりやすいのは、廣濱『國民組織と氏子制度』（注19）である。同書は、一九四二（昭和一七）年七月に、「神祇院立宮城縣及大日本神祇會宮城縣支部主催神職講習會」における廣濱の講義の速記として、「敬神思想普及資料十三」として一九四三（昭和一八）年に公刊されたものである（参照、同書の表紙お

よび見返し)。同書の主題にある「國民組織」とは、端的には、国体において承諾必謹の翼賛をなす國民の、重責を果たすうえでの組織化の必要性(五一六頁)を表し、その在り方として氏子制度(前段落の最後に引いた文章も想起されたい)が説かれる。同書における廣濱の国体・神社制度・氏子制度の基本的理解は、これまですべてに述べたところとほとんど重なるのであるが、題名にある「國民組織」の在り方につき、随所で、当時の時局が引き合いに出されている(以下、本段落における丸括弧内の数字は、参照を促す同書のページ番号を表す)。例えば、序論において、翼賛の復古としての昭和維新について、右に見たところに加えて、大東亜戦争およびそこにおける問題がアジア十億の民族であること、そこでの大日本帝国國民の指導者としての意味如何、大東亜新秩序建設の在り方が説かれ(七頁および九頁も)、国家総力戦のための國民翼賛組織の在り方が念頭に置かれている(八頁)。本論においても、翼賛につき、大東亜戦争の時局の文脈で、国譲りも引き合いに出されつつ説かれ(五二一六一頁、うち六〇一六一頁は帰化(人)との関連で、廣濱のいわば共同体観・民族観として興味深い記述が見られる)、国家総動員・国防国家体制における統制の強化の重要性、そこにおける國民組織(＝國民の翼賛組織(六八頁)、近衛による國民運動の説明も引かれる(六八一六九頁))、そして廣濱は、「…國民組織の中核として、地方的生活の中心として氏子の生活を考へるのであります。氏神と氏子——神人合一の姿における生活、この生活が地方生活の中心として考へられるのであります」としている(七〇頁)。神社制度についても、先に見たところが、大東亜共榮圏の建設における神社の果たすべき課題といった、時局との関連で説かれ直されている(一〇〇一―一〇三頁)。一部を引くと：

「内地人をして安んじて南洋群島で活動せしめるためには、どうあつても神社を建造しなければならぬのであります。従つて南洋群島にも神社規則を制定し、そして神社を増して行くことを望みたい。神社があると、そこに日本民族の發展を

伴ふものであります。ですから今度の大東亜共榮圏の建設において、神社の果すべき課題は實に大きなものがあると思ふのであります。大東亜の指導的地位に立つ日本人をして、そこに心の底から安んじて働かせるためには、どうしても神社がなければならぬのであります」(一〇三頁)。

そして、信教の自由論(後述)や氏子制度の沿革を述べたのち(一〇四―一三三頁、東北・仙台の現況を例に挙げて論じてもある)、農村や郷土における氏子の意義を唱える(一三四―一四五頁)ところでも、神国日本における肇国の大理想の、郷里・地方・農村・部落における実現、その中心が氏神であるとされる(一四〇―一四二頁)。同書の最後でも、国民学校とも関連づけつつ(一四二―一四四頁)、神人合一、大政翼賛などについて説かれている。

③法(命題)の本質論と法の効力論…こうした国体の理解は、廣濱の法の本質に関する理解、ひいては法の効力論にも密接に関連する。以下では、廣濱における《法(命題)の本質》論を整理することにした。

戦時展開期における廣濱は、法―それは「日本法」として認識されるものである―の性質を、「みこと(のり)」として説明する。この日本法の効力の淵源は、《天皇の御稜威》に求められるべきだが、その根底には国体が存在しており、「我が國體を離れて日本法はなく、日本法の生命は我が國體の生々發展と相照應するものである」と定式化される。この見解の内実は、廣濱の法に関する基本的見方である《実践的文化としての法》および《法の二重性格》と密接に結びついている(第二章第二節(1)参照)。命令説や法段階説などに対する廣濱の批判をも併せて見て、その主張内容のポイントを浮き彫りにしてみたい。

廣濱にとって法とは「実践的文化」であることは既に述べた(第二章第二節(1)①)。この文脈では、それは、「外から人間を拘束しながら、内において人間に遵奉せられなければならない、外なるものが内なるものを包むと共に、内なるものが外なるものと合體する趣き」が必要とされる。この点で、法段階説(おそらくケルゼン

などの見解とみてよい)・事実の規範力説(これはイエリネットクの見解であろう)・実力説などでは、「外に求めるに偏して内を忘れることなり」、承認説・世論説・団体意思説などに求めると「外なるものの力を内なるものの力に置き換へて」しまい、いずれもが正鵠を得ていない、として斥けている<sup>(24)</sup>。また、廣濱は、別の文献では、《法の二重性格》すなわち所造性と所与性という観点から、これら以外の見解を批判している<sup>(25)</sup>。即ち、命令説に対しては、それは所与性のみを説き所造性を見失い、命令による服従を重んじるが自由に基づく協力への道「これが翼賛に連なる」を捕捉できない旨を批判する。逆に、意欲説(法を自主的な結合意欲とする、シユタムラー)においては、法の客観性が見失われ、ただ主観的意識の問題に過ぎなくなり、「人間の中に存する法」の側面(≠所造性)に偏して、「人間がその中に生きる法」という側面が忘れられる(所与性の無視)を難じる。残る目的説(法とは国家権力に基づく外部強制により保障された最広義における社会生活の諸条件の総体である、とする説)では、《社会生活の諸条件の総体》という「内」なるものが、《国家権力に基づく外部強制》という「外」なるものに保障されるといっただけでは、《外」なるものが「内」なるものと一つになり、そこから「内」なるものを動かす」という趣が示されていない、として、これも採用されない。

廣濱が説くところをまとめると、外的(な拘束力の)側面と、内的(な服従の)側面の双方を把握するために、国体に関する理解が必要となるのである。即ち、最も重要なことは、《天皇の御稜威と国体との関係》である。右に見たように、国体の正しい把握により、天皇の御稜威が日本法の効力の淵源であることが理解されるようになる。廣濱の国体の理解については②で述べたとおりであるが、特に、君臣一体、即ち「君の統治といふ大御業と臣の翼賛といふ行為とが、承諾必謹的な關係を以て、實踐的に結合して一體をなせること」が国体の中心であり、「君臣一體として把握される國體は、客體的なものではなくて、主體的なものであり、實踐を通してのみその明徴を期し得べきものなのである」とされる<sup>(26)</sup>。こうした国体の理解と、天皇の御稜威とを絡



めつつ、日本法の効力淵源について、次のように述べている。やや長いが引用する…

「…萬世一系の現人神にまします天皇の大御業に、臣は承諾必謹的に随順しまつり、大御心に答へまつりて翼贊の誠を致す、その意味における君臣一體こそ、我が國體なのであるから、天皇の御稜威は、この身既に國體の矜持に生きる臣の側から見て、決して單なる外的存在ではないのである。上御一人の御稜威に淵源する日本法は、下萬民にとつて、自らのうちにその効力の淵源を求めることが出来るのであるが、その關係は外なるものを内に於いて承認するといふが如きものではなく、心からなる承諾必謹の態度においてである。

要するに、日本法の効力淵源は之を天皇の御稜威において求めらるべきも、その根柢に我が國體の存することを忘れてはならぬ。即ち、我が國體を離れて日本法はなく、日本法の生命は我が國體の生々發展と相照應するのである」(傍点は服部による)。

ここで、法(命題)の本質に関する廣濱の見解をまとめておくことにしたい。法理学上のポイントは、《法の本質論》に加えて、《法の効力の話》がここで展開されている、ということである。廣濱は、(日本)法の効力の淵源を、終局的には《天皇の御稜威》に求めている。他方で、しかし、それは、忠孝一本・君臣一体である《国体》と密接な關係にある。即ち、廣濱からすれば、天皇の御稜威だけでなく、外と内とがそれぞれ分かれていながらも一体となる、国体——それは組織規範の淵源(！)でもある——の中核にある君臣一体という構造が、効力論において重要となるのである。

【訂正】本誌二六卷四号掲載分の本稿(一)と、二六卷五号掲載分の本稿(二)において、次のような誤りがありました。お詫びの上、次のように訂正いたします(該当箇所・誤・正の順)。

・二六卷四号(本稿(一))

一七六頁一四行目 [誤] 本節の末尾 ↓ [正] 本(2)の末尾

一七二頁図1内 [誤] 行動規範 ↓ [正] 行為規範

・二六卷五号(本稿(二))

三三二頁八行目 [誤] 無き(「御民吾と」 ↓ [正] 無き(「御民吾と」)

(17) ちなみに、廣濱に関する先行業績(第一章第二節参照)のうち幾つかは、教職適格審査と(おそらくは)独立して、以下本文で言及する文献に注目している。吾妻・前掲(注30)一四三頁以下では、教職適格審査において引き合いに出された、廣濱「日本法について」同「國民徴用の法理」(前掲(注18)、吾妻は「徴用の法理」としているが誤記と思われる)を扱い、とりわけ徴用の問題を三重構造論に絡めて検討している。千葉・前掲(注34)二七頁では、廣濱「現代法理學の基本問題」に加え、同「法理學」や、教職適格審査では引き合いに出されなかった、同「日本法學への一石」も取り上げている。廣濱に関するこれらの先行業績の各著者がこのような形で示す、廣濱の著作の問題性への洞察力——あるいは感覚と言ったほうがよいのかもしれない——に驚嘆するところである。尤も、本稿の第一章第二節で触れたように、これら先行業績においては、おそらくは紙幅の都合が第一にあるからであらうか、また廣濱だけを扱っているわけではないこともあるからか、以下の本文で試みる廣濱の法理學本体との深い関連づけが十分とはいえない。

(172) 廣濱自身は、大政翼賛会について、「大政翼賛会本部トハ全然関係ガ無い。宮城縣支部ト関係ガアツタニ止マル」としている。参照、「大政翼賛會トノ關係(昭和二十一年九月一日)」「石崎政一郎文書Ⅱ/15」。同じ内容の史料が二つ存在するが、おそらくは一部は写しであると思われる。なお、廣濱「國民組織と氏子制度」前掲(注19)一三〇—一三二頁には、「仙臺市協力會議員」として、仙臺市の氏子制度をめぐるやりとりが記されているが、これが、神社制度調査会のものか、それとも大政翼賛会の協力會議のものなのか(参照、前掲「大政翼賛會トノ關係」)、それとも他の役職(仙臺市学務委員や神社振興

調査会委員、注162参照) に関するものなのかは、判然としない。

- (173) 参照、「故廣濱嘉雄先生履歴業績一覽」前掲(注8)五九七頁。なお、本文で掲げた臨時委員については、一般的な文献から知られるものであるが、その他にも、次の史料から、廣濱が同委員会につき他の役職に就いていたことが知られている。日本諸學振興委員會法學部委員の専門委員(昭和二十年か? 参照、「日本諸學振興委員會法學部委員名簿」大串兎代夫文書二七二)「日本諸學振興委員會昭和二十年年度法學部事業運営要項」所収(国立国会図書館所蔵)、學説部會専門審議員(但し年度不明、参照、「日本諸學振興委員會法學部委員名簿」大串兎代夫文書二七三)「思想審議會第一回總會議事要旨」所収(国立国会図書館所蔵)。細かいが、ここで挙げた日本諸學振興委員會についての二つの役職は、廣濱の調査書(『石崎政一郎文書Ⅱ/15』所収)には記載されていない。ちなみに、大串兎代夫文書の前者の史料によると、廣濱は、昭和二十年年度日本諸學振興委員會の法學部の学会(昭和二十年十一月十四日・十五日(於…埼玉師範学校)において、「皇道法理」という題目で報告を行うことになっていたそうである。参照、「昭和二十年年度法學部指定研究課題並候補者一覽表」・「昭和二十年年度法學部学会発表題目及候補者一覽表」大串兎代夫文書二七二)前掲所収。この点については、第四章で再度言及する予定である。
- (174) 参照、廣濱「現代法理學の基本問題」前掲(注18)二六一頁。同所で廣濱は、「法理的に見て、國家總動員法の實施の日」である昭和十三年五月五日以来(同日を起点として、日本が国防國家体制をとっている、としている)。

- (175) 例えば、参照、廣濱「日本法について」前掲(注18)一五頁。また、後述する廣濱の国体論(国体の理解)についても、この帝國學士院編纂『皇室制度史(第一卷)』が基礎になっている。同趣旨の内容として、参照、廣濱『御民吾と日本の傳統』前掲(注19)一一―一二頁。蛇足だが、また自らの調査不足を棚に上げるつもりはないが、この『皇室制度史』に関する研究が、少なくとも法學の領域において、あまり進んでいるとは思われない。

- (176) 神社について直接論じている、一九三九(昭和十四)年の文獻のみ挙げると…廣濱「神社についての覚え書」前掲(注16)、同「神社の法人性について」前掲(注16)、同「資料」護國神社」前掲(注16)、同「神社制度小考」前掲(注16)。また、連載第一回目で調査し入手した廣濱の文獻として、次のものを補足しておく…廣濱「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」教育研究五〇三号(一九三九年)三九―五二頁。神社についての廣濱の論調を含め、これらの点については後述する(2)②。

- (177) 廣濱自身によれば、神社への関心は、昭和七年頃に樺太の各地を視察した折に、日本人が部落をなして生活をしているところに宮がないところが驚いたこと以来とされる。参照、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)六二―六三頁。同所では、廣濱のこの驚きの所以として、過去の日本の学校教育では神社について何も教えなかった(学校では学ぶことが

無かった)のに、我が国の民衆が神社に深い理解と厚い帰依を示しているという事実と接したことにある、とある。同様のことを述べているものとして、参照、同『國民組織と氏子制度』前掲(注19)九七一―九八頁。ちなみに、廣濱の神社(および神道)への関心(の高さ)に関連して、廣濱の生い立ちに関心が持たれるかもしれないが、同『公民教育研究 第一輯』前掲(注17)一三一頁には、「私の家は天台宗に屬して居りますが」とある。なお、廣濱の父親が氏子総代であったことも(参照、同『國民組織と氏子制度』前掲(注19)一七頁・二〇頁・二三―四頁)、後述する氏子制度に関する廣濱の考えにとつて影響を及ぼしていたと言えるだろう。

(178) 参照、「故廣濱嘉雄先生履歴業績一覽」前掲(注8)五九七頁。尤も、神宮皇学館大学の講師などのアカデミックなキャリアが審査(一般)においてどこまで問われたのか(実質的に)考慮されたのかについては、別途検討を要する。

(179) 参照、廣濱『法理学』前掲(注18)二一九―二二〇頁、同『現代法理学の基本問題』前掲(注18)二六〇―二六一頁。この点に関する教育(学)サイドの文献として、参照、同『公民教育私論』前掲(注8)五二―六一頁。

(180) 例えば、参照、一九四三年に書かれた廣濱『現代法理学の基本問題』前掲(注18)二六一―二六五頁。同所では、国家総動員法が法理的な起点とされている。これに対して、内容的に概ね対応する、廣濱『法理学』前掲(注18)二二〇頁でも、国防の話が展開されているが、高度国防国家や国家総動員法についての表だつた論及を欠く。この点につき、後掲注188を参照されたい。

(181) この文化主体としての国家は、先に述べた、文化国家に概ね相応するものと見てよいと思われる。参照、廣濱『法理学』前掲(注18)二二〇頁。

(182) 以下のポイントは、廣濱『現代法理学の基本問題』前掲(注18)二二〇頁の記述を再構成したものである。

(183) 参照、廣濱『現代法理学の基本問題』前掲(注18)二二〇―二二二頁、同『日本法學への一石』前掲(注18)二一七―二一八頁。なお、この国家観と三重構造論の各規範との関連づけは、同『法理学』前掲(注18)においては、表だつた記述を確認することができない。注180に述べたこととの関連で私見を述べると、おそらく『法理学』がもと分冊で公刊されていたということ(注40参照)が一因であつて、廣濱が三重構造論について説いていたこと(尤もこの時点では、「裁決規範」はまだ「整序規範」とは呼ばれていなかった)と、同所の後半(あるいは後になって配本された部分)での国家論(ここでは国防国家の話が展開されている)とで、後年の著作(例えば『現代法理学の基本問題』)ほどの密接な論理展開が全体としては達せられなかったように思われる。さらには、この分冊の各巻刊行やまとめられた間に、本文で先に述べた、国家総動員法などをめぐる政治的動向に加え、後述する教育サイドでの廣濱の仕事における考え(の展開)を『法理学』においては盛

り込めなかった、あるいは反映されていない、という事情があるように思われる。

(184) 参照、廣演「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二六二頁。

(185) 参照、廣演「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二六三―二六五頁。

(186) 以下、本段落は、廣演「國民徴用の法理」前掲(注18)(上) 八〇九―八一三頁に説くところのポイントをまとめたものである。なお、廣演が説くところは、ケルゼンが言う「法と国家の同一性」とは、ケルゼンの見解が法を観念的「在」であり判断体系である、とする点において異なる、とされる(同八〇九―八一〇頁)。

(187) なお、念のため注意を促しておく、既に注7で断つておいたように、廣演の各文献の法学サイド／教育サイドへの分類は、服部によるものであることを断つておく。私見とは異なり、この「翼賛會をめぐる法理」は法(理)学サイドには属さない、という見方を採る論者もいるであろうし、そうした見方も成り立ちうるかもしれない。

(188) 廣演「新撰日本公民科教本(下巻)」前掲(注17) 五一―六頁。四角で囲んだ箇所は見出しである。これに、「政體」(国家の主権が、如何なる形式で運用されるかを標準とした国家の態様、「我が國は立憲君主國」と続いていく。なお、同書とほぼ同時に刊行された、廣演「女子公民科教本(下巻)」前掲(注17) 五頁でも、「國體と政體」という見出しのもとで、本文で直接引用した内容(及び本注でその続きについて補足した事柄)とほとんど同じ記述が見られる。

(189) 参照、廣演「公民科の本義」前掲(注17) 三九―四九頁(第一章「公民科教授要目の趣旨」)。この一九三七年には、上述したとおり、「國體の本義」が公刊されており、この公民科要目の改正でもその点が意識されているようである(参照、廣演・同書四四頁)。なお、同書の緒言四―五頁によると、同書のこの第二章は、廣演「中等學校公民科新教授要目の趣旨(一)・(二)」文部時報五九〇号(一九三七年) 七一―三三頁・五九一―一〇号(同年) 三一―七四頁に訂補を施したものとされる(同文献を注17に補充する)。なお、他の「改正の精神」は、公民科の体系の樹立、教授上の考慮を払って親しみ易く教え易くするということにあった、とされる(参照、同「公民科の本義」前掲四九―六五頁)。

(190) 廣演「新撰日本公民科教本(上巻)」前掲(注17) 九八―九九頁。四角で囲んだ箇所は見出しである。これは、「第五章 我が國體」中の、「第一節 壺國の本義」の「二 我が國體」という一節におけるものである。

(191) なお、私見によれば、この廣演「公民教育上の實際問題」は、①で述べた廣演の國家論においても重要であり、とりわけ廣演の思考の基底ないし出発点が《社会》から《国家》へと変わるといっても、先駆的な著作と目されうる(同書八―九頁)のだが、詳細については紙幅の都合から(3)で述べる。

(192) 廣演「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二六七頁。

(193) 参照、廣濱「家族制度と法律」前掲(注18)一二頁(特に、国体の本質としての君臣一体と、臣民の態度としての忠孝一本について)。一君萬民・君臣一体に関してはさらに、参照、同「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)一一頁以下。同所は、「國體とは何ぞや」という問いを、やはり「帝室制度史」を引いて考えており、それに従い、教育勅語における国體概念につき、国体の一君万民性・君臣一体である旨が説かれる。この君臣一体は、「君と臣とが対等な立場において妥協しながら共に治める君民共治的な君民一体」ではなく、「君を上御一人と仰ぎまつり、下萬民は大御心を奉体して、承諾必謹的に帰一まつる君臣一体」であり、御民吾等も国体の形成に参与するものであり「此の身既に國體」の矜持に生さることができるとする(参照、同書一三頁)。ここで明らかのように、このような廣濱の《君臣一体》重視の理解の基礎となっているのは、「帝室制度史」における国体の把握である。この把握は、本文で前述したように、法学サイドで国体を論及するに至った、廣濱「翼贊會を繞る法理」(注18)においてもそうであった(参照、同論文三七―三八頁)。同所では、《帝室制度史》「廣濱」的理解と、「國體の本義」における《統治権の所在により国体を区別する法理》が対峙されている。

(194) 参照、廣濱「家族制度と法律」前掲(注18)一二頁。

(195) 廣濱「家族制度と法律」前掲(注18)一二頁。同所で廣濱は、この忠孝一本について、そのいわば日本性を強調している。曰く…「儒教には、忠も孝も人間道として高く評價されてはゐても、孝がそのまま忠になる道はついてゐない。ドイツの國家道徳には以て範とすべきものはあるが、そこには孝によつて基礎づけられている點は見当たらない。孝を通じて忠の道にいそむ所謂忠孝一本の道は、ただ我が国においてのみ見られるところである。而して、この忠孝一本の臣道を可能ならしめてをるのは、歴史的現實としての家族制度なのである」。なお、より詳しく論じているものとして、同「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)五五―五七頁。同書五七頁では、忠孝一本につき、「祖先の遺風を顯彰する孝がそのまま忠となり得る」という形で言い換えられてもおり、この忠孝一本を、天壤無窮、君臣一体の我が国体に根ざす家族制度が然らしめるところであるとしている。

(196) 参照、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)一三―一四頁。同所における、この「此の身既に國體」の文脈において、国体は日本独自で、(觀念的に把握され得る客体的事実でなく、実践を離れてその本義に徹することができない)主体的事実であるとされる。そして、国体明徴との関連で、次のように説かれる…「國體を明徴するといふことが、單に國體についての觀念を明徴にするに止まらず、國體そのものを御民吾等の側において明徴にする、『此の身既に國體』といふことを實踐的に示す、即ち臣民翼贊の臣道を一向に精進するといふこととなければならぬ根據は、ここに存するのであります」(同書一四頁)。

- (197) 参照、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)三六一―四六頁。この根底のいわば「哲学的」次元には、廣濱の「行人的人間観」(さらには「行」への考え方)が存在する(参照、同書三八―四一頁)。
- (198) 参照、廣濱「公民教育上の實際問題」前掲(注17)五五頁。
- (199) 参照、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)一〇九―一三頁。本段落における以下の直接引用および廣濱の見解のまとめは、同所からのものであり、内容の説明の分かりやすさのため、廣濱の記述の順序を若干入れ替えていることを断っておく。なお、ほぼ同旨の説明は、廣濱「現代法理學の基本問題」前掲(注18)二六七―二七〇頁にも見受けられる。両文献の後には、各統治機構を念頭においた翼賛の観点からの説明が続くが、省略する。
- (200) 廣濱「現代法理學の基本問題」前掲(注18)二二三頁。同「日本法學の一石」前掲(注18)二二四頁にも同旨のことが述べられている。尤も、いずれの文献においても、続けて、周辺の組織規範の話がなされる。
- (201) 廣濱「家族制度と法律」前掲(注18)一二頁。なお、ここで説かれている「淵源」について、同論文においては表だった形での説示を欠いているが、先に注57において触れた《形式的淵源／實質的淵源》の区別に即して言えば、前者の形式的淵源を念頭に置いて論じているものと見てよいと思われる。そう考える理由は、形式的淵源が、日本の実定法について言えば「大日本帝国の宏漢」とされている点にあり、この「大日本帝国の宏漢」が、ここで言われている《國體》に重なるものと考えられることができるからである。尤もこの点については検討の余地が有りうる(なお後掲注28も参照)。
- (202) 参照、廣濱「現代法理學の基本問題」前掲(注18)二五〇頁。同所では、憲法に該当する外国語が *Verfassung*・*Constitution* であり、満州国では憲法が端的に組織法と呼ばれていること、日仏との六法(ないし五法)の見方における憲法の位置づけの違いについて論及されている。
- (203) 参照、廣濱「現代法理學の基本問題」前掲(注18)二二〇頁、同「國民徴用の法理」前掲(注18)(上)八一―八五頁。この両文献の関連する箇所の記述はほぼ同一内容である。続けて、「多くの道義的内容を有する法たる行為規範を定立して、生々發展を遂げつつある」と述べられる。
- (204) この家族(忠孝一本)・神社(敬神崇祖)は、この点は、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)の、「承 日本の傳統、その強さ・美しさ」四七―八七頁で、日本の伝統の中軸という形でも論じられている(この定式化については参照、同書七五頁)。
- (205) 参照、廣濱「家族制度と法律」前掲(注18)一二頁以下、同「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)四七―六二頁、家(族制度)については特に五一―六二頁。廣濱の家(族制度)論については後述する。

(206) 参照、廣濱「神宮、神社と國民生活」前掲(注19)一四頁。曰く、「日本人は、持つて生れた民族性からして、神と共に生き、神社を共同生活の中心とすることなしには、一日として生きられないところの傳統を持つてをり、この傳統の前には、従来の米英的な教育などは全く、無力だったのである」。関連するその他の記述を見ておくと…廣濱「神社についての覚え書」前掲(注16)一二頁には、自身の樺太旅行での経験(樺太の日本民族の部落での宮・神社の存在)から、「…私は、日本人は、有つて生まれた民族性からして、神社を共同生活の中心とすることなくしては、落着いて仕事をして行くことの出来ない民族であることを確信するに至つた」と言い、外地における神社の在り方について、「日本民族の進出には、神社が必ず伴はねばならぬが、それは内からの要求である。しかし、新附の國民を教化するために、生活の中心として神社を仰がしめることは、皇民化という外からの要望に基づくものであるから、周到なる用意を必要とするわけである」として、内地人の完全進出地域である樺太と、限定されている朝鮮・台湾とで、神社数に大きな隔たりがあることが首肯される、としている。廣濱「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」前掲(注17)五〇頁には、「まことに、神社は、日本民族に對つて立つところのものではなく、日本民族とその體を一とするところのものである」とある。なお、日本の《伝統(の強さ・美しさ)》という点も、廣濱においては重要であり、家(忠孝一本)・神宮と神社(祭政教一致、敬神崇祖)のほか、年中行事などに見られる郷土における伝統(とその伝承における教育の重要性)が説かれている。参照、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)四七―八七頁(同書の「承 日本傳統、その強さ・美しさ」)。

ちなみに、本注において言及した、植民地などの国外における神社(の展開)の意義は、教職適格審査で問われた国際法・準外地の見解(の問題)と理論的に関連しうが、審査においてはこの(国際法の)争点で神社(進出)が問われたわけではなく、廣濱自身も自らの準外地の理論(参照、廣濱「日本法について」前掲(注18)五頁)では神社制度について論じているわけではない。しかし、神社論を中心とした仕事においては、皇民の海外進出などの観点から神社(制度)の意義が説かれている。参照、例えば、廣濱「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」前掲(注17)五二頁。こうしたイシューに関する今日の研究動向として、参照、本康宏史「帝国」史の視点と植民地神社研究——青井哲人『植民地神社と帝国日本』をめぐつて——『日本史研究五二九号(二〇〇六年)四〇―五一頁。本康が言及するように、千葉正士にもこの点に関する仕事がある。参照、千葉正士「東亜支配イデオロギーとしての神社政策」仁井田陸博士追悼論文集編集委員会編『日本法とアジア(仁井田陸博士追悼論文集 第三卷)』(勁草書房、一九七〇年)二九七―三一八頁。千葉と廣濱とのこの点における関係性については第四章で論及する予定である。

(207) 参照、廣濱「神社制度小考」前掲(注16)七四七頁。同七四五―七四七頁で廣濱は、神社(制度)の現実的地盤、日本独特

廣濱嘉雄の法理学に関する一考察——三重構造論とその展開を中心に——(三)



の歴史的事実)を考察するに際して、帝國學士院編纂『皇室制度史』前掲(注175)の記述を引用している(但し、ここでは第二卷七一〇頁)。同様の記述は、同「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」前掲(注176)三九一四〇頁にも確認できる。なお、国体との関係では、廣濱「神社についての覚え書」前掲(注16)一九頁においては、『法律における日本の制度の随一』の《国体に基づく制度》として取り立てられている。

(208) 参照、廣濱「神社についての覚え書」前掲(注16)一九一三二頁、同「神社制度小考」前掲(注16)七四五―七五六頁。各論的なものとして次のものがある：同「神社の法人性について」前掲(注16)、同「資料」護國神社」前掲(注16)。

(209) 参照、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)六七頁(同「神宮、神社と國民生活」前掲(注19)一五頁も同旨)。なお、前者の文献では、家と産土神につき、「血と土とが吾々の生命の根元であると致しますれば、家において血を、郷土において土を享けるわけがありますが、その家の祖神たる氏神と、郷土の鎮守神たる産土神とが區別のないものとして吾々をお守り下さるといふことは、何としても心強い限りであります」と述べていることも付言しておこう。無論、『血と土(地)』という用語は、ナチスを思わせるところではあるが、同所ではナチスに言及しているわけではない。

(210) 参照、廣濱「神社制度小考」前掲(注16)七七〇頁、同「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」前掲(注176)五〇頁。両文献における本文の文章(角括弧内は前者の文献の表現である)に、信教の自由に関する廣濱の説明が続く(後述する)。この表現をもう少し和らげつつ、神社崇敬の義務性を氏神氏子・産土神氏子の関係として規定されていることを説くものとして、参照、廣濱「御民吾と日本の傳統」前掲(注19)六七―六八頁、同「神宮、神社と國民生活」前掲(注19)一六頁。

ちなみに、氏子制度自体に対する廣濱の関心は、昭和四年以降の神社制度調査会の設立およびその動向における議論(神社の維持経営を確実にする方法如何など)によっても、高められているといつてよい。この議論に対して、廣濱は、神社制度・氏子制度の私見をぶつけているのである。参照、廣濱「神社制度小考」前掲(注16)七三九―七四五頁、同「國民組織と氏子制度」前掲(注19)一―五頁。卓見によれば、廣濱の神社論・氏子論(信教の自由論との関連も含む)は、一九三七(昭和一二)年の段階で確認されうる。参照、同「公民教育上の實際問題」前掲(注17)五七―六四頁。

(211) 参照、廣濱「神社制度小考」前掲(注16)七五六―七七五頁、同「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」前掲(注176)四五―五二頁。両文献の記載はほとんど同じである。両所の廣濱の記述によれば、「氏子改假規則」は、長崎県にのみ施行されたようであり、これは、当時禁制であった切支丹宗門に属していないことを、一定の神社の氏子であるということと立証するためであった、とされている。

(212) 参照、廣濱「神社制度小考」前掲(注16)七六一頁、同「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」前掲(注176)四七頁。

(213) 廣濱「神社制度小考」前掲(注16)七六一頁、同「皇民鍊成の教育の根基としての神社崇敬」前掲(注176)四七頁。傍点は服部による。

(214) 廣濱「神宮、神社と國民生活」前掲(注19)一七頁。

(215) 同書は、神社制度調査会における議論(注20参照)を枕としつつ(またそこから離れないとしつつ)も、当時の現況を次のように捉えて、氏子制度を通じて國民組織を考察する意義を説示している。やや長いが本注で引用しておく…「今日は、昭和十六年十二月八日大東亜戦争開始以來一大躍進の時機に到來してゐるのでありまして、ある意味から言へば前古未曾有の難局に際會してゐる、又別の意味から言へば我々の力をほんたうに實現すべき時機に逢着してゐると申せるのであります。即ちアジア十億の民族を米英の隷属下から救出して、八紘爲宇の大精神の下に、その繁榮を謳歌せしめるといふ、實に振古未曾有のめでたい活き甲斐のある秋に當面してゐるのであります。この時われわれはこの氏子制度といふものを通して、國民組織について考察し、これをもつて國家の大事業に寄與したいと思ふのであります」(四頁)。

(216) 紙幅の都合から、本文では詳述しないが、他にも、自らの『御民吾と日本の傳統』(注19)に概ね依拠しながら(特に七〇―八二頁)、國家総動員体制と職業奉公(特に七九頁)との関係も説かれてゐる。

(217) 今日における諸説の整理として、参照、青井・前掲(注1)九二―一八頁。

(218) 今日における諸説の整理として、参照、青井・前掲(注1)七二―九一頁。法命題の原語である *Rechtssatz*(及び  *règle de droit*) について、廣濱は、「法規」として考察を行つてゐる(参照、廣濱「法規の構造」前掲(注16))。本稿では、命題の部分のみ、丸括弧に入れた。

(219) なお、『日本法』概念について、廣濱は、「日本において行はれる法」としており(廣濱「日本法について」前掲(注18)一頁、同「現代法理學の基本問題」前掲(注18)二八〇頁、それを領土主権と対人主権との関連で論じてゐる。即ち、この日本法とは、先に見た定義よりも踏み込んだ形では、「日本の領土内において通用する」法であると理解され、日本法が、『日本において行われる』という意味については領土主権が、また『日本人を国境外にまで追及して拘束する』という意味での日本法「という理解も示している」という意味では対人主権が、いずれも基礎となつてゐることを説き、双方とも、「天皇に帰しまつたり、天皇の『みことのり』たる性質を有するものとして存立してゐるところに、日本法の特質を見なければならぬ」と説く(廣濱「現代法理學の基本問題」前掲(注18)二八〇頁、同「日本法について」前掲(注18)二頁)。この、領土主権と対人主権について(部分部分で三重構造論を念頭に置きつつ)検討を行っているのが、同「日本法について」論文(前掲(注18))であり、そのなかで、領土主権について、日本の領土につき、内地/外地/準外地に區別して、日本法論を展開

しているところが、本章第一節(2)で見た、戦後の教職適格審査において問題を指摘されたところとなった。

- (220) 参照、廣濱「日本法について」前掲(注18) 一二頁以下、同「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二八〇頁以下。具体的には、勅令「天皇の大権による」、法律(立法権を行うのは天皇であつて議會ではなく、天皇の大権たる裁可により成立する、大日本帝国憲法六条参照)についてである。なお、狭義の「命令」については、直接の「みことのり」ではないが、天皇が行政官庁に命じて発せしめたものであるから、委任の形式による「みことのり」として理解されるべき、としている。参照、同「日本法について」前掲(注18) 一三三頁。

さらに、慣習法についても、「我が國の憲法は、その根本法的性格において、肇國以来の慣習法がその核實をなしており、その核實の時代的發展として、典憲の制定となつた」ことを、「皇室典範及憲法制定の告文」を引き合いに出して説示している。参照、廣濱「日本法について」前掲(注18) 一三三―一四頁、同「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二八一頁。

- (221) ここでこの「御稜威」について補足すると・辞典(『大辞泉』)によれば、「嚴(いつ)を敬つていう語。天皇や神などの威光。」とされているが、國學院大學日本文化研究所編『神道事典(縮刷版)』(弘文堂、二〇一三年)三九四頁には、「稜威(みいつ)」として、「神や天皇などの健きこと、威力ある神聖なる靈魂」とされている(西岡和彦執筆)。御稜威については、第四章で再度言及する。

- (222) 廣濱「日本法について」前掲(注18) 一六頁、同「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二八二頁。

- (223) 参照、廣濱「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二八二頁。

- (224) 廣濱「日本法について」前掲(注18) 一四―一五頁。なお、ほぼ同内容の記述を、同「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二八二頁に確認できる。なお、実力説や承認説について、廣濱が誰の・どういった見解を念頭においているかについては、明記を欠くため、不明である。

- (225) 参照、廣濱「日本法學への二石」(注18) 二二―二二頁。同所では、命令説についてはオースティン『法理学講義』が、意欲説についてはシュタムラー『法哲学教本』が、目的説についてはイエーリング『法の目的』が、それぞれ挙げられている。

- (226) 廣濱「日本法について」前掲(注18) 一五頁。廣濱のこの国体理解は、『皇室制度史』前掲(注17)の記述を要約したものであるとしており、君臣一体の他に、天壤無窮、統治と翼賛、承詔必謹、忠孝一本が挙げられている。関連する点として、注193・196も参照されたい。

- (227) 廣濱「日本法について」前掲(注18) 一六頁。同「現代法理學の基本問題」前掲(注18) 二八二頁においても、ほぼ同内

容の記述を確認できる。

(228) ここでの「淵源」につき、注20で述べたことと同様に、形式的淵源／実質的淵源のどちらなのか、廣濱は説明していない。しかし、注20で述べたことと同様に、天皇の御稜威が国体（≠大日本帝国の宏漢）と密接に関連づけられていることを念頭に置くと、ここで考えられている「淵源」も、形式的淵源として考えられているものと見てよいと解する。

(未完)